

会議録

平成 27 年第 3 回更別村議会定例会

- 1 開催年月日 平成 27 年 9 月 9 日
- 2 招集の場所 更別村役場 3 階議事堂
- 3 開会・開議 9 月 9 日 10 時 00 分宣告
- 4 応集議員 全議員
- 5 出席議員 (8 名)

議 長 松橋昌和

副議長 本多芳宏

- | | | |
|---------|---------|---------|
| 1 安村 敏博 | 2 太田 綱基 | 3 高木 修一 |
| 4 織田 忠司 | 5 上田 幸彦 | 6 村瀬 泰伸 |

- 6 地方自治法第 121 条の規定による説明員

村	長 西山 猛	副	村	長 森 稔宏
教	育 長 荻原 正	代	表 監 査 委 員 笠原幸宏	
農	業 委 員 会 長 織田忠司	会	計 管 理 者 金曾隆雄	
総	務 課 長 吉本正美	企	画 政 策 課 長 高橋祐二	
産	業 課 長 本内秀明	住	民 生 活 課 長 宮永博和	
建	設 水 道 課 長 佐藤成芳	保	健 福 祉 課 長 安部昭彦	
診	療 所 事 務 長 佐藤敬貴	教	育 次 長 新関 保	
農業委員会事務局長 小林浩二				

- 7 職務のため出席した議会事務局職員

局長 末田晃啓 書記 酒井智寛 小野山果菜

- 8 議事日程

日程第 1	会議録署名議員指名の件
日程第 2	議会運営委員長報告
日程第 3	会期決定の件
日程第 4	諸般の報告
日程第 5	一般行政報告
日程第 6	教育行政報告
日程第 7	諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求める件
日程第 8	議案第 48 号 更別村教育委員会委員の選任につき同意を求める件
日程第 9	議案第 49 号 更別消防団の設置、名称及び区域に関する条例制定の件
日程第 10	議案第 50 号 更別消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例制定の件

日程第11	議案第51号	更別村非常勤消防団員報償金条例制定の件
日程第12	議案第52号	更別村個人情報保護条例の一部を改正する条例制定の件
日程第13	議案第53号	更別村手数料条例の一部を改正する条例制定の件
日程第14	議案第54号	更別村立幼稚園授業料等徴収条例の一部を改正する条例制定の件
日程第15	議案第55号	更別村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件
日程第16	議案第56号	更別村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件
日程第17	議案第57号	更別村介護保険サービス利用者負担額軽減事業条例の一部を改正する条例制定の件
日程第18	議案第58号	更別村公園設置条例の一部を改正する条例制定の件
日程第19	議案第59号	北海道市町村職員退職手当組合理約の変更の件
日程第20	議案第60号	北海道市町村総合事務組合理約の変更の件
日程第21	議案第61号	北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更の件
日程第22	議案第62号	平成27年度更別村一般会計補正予算（第3号）の件
日程第23	議案第63号	平成27年度更別村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の件
日程第24	議案第64号	平成27年度更別村介護保険事業特別会計補正予算（第2号）の件
日程第25	議案第65号	平成27年度更別村公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）の件
日程第26	認定第1号	平成26年度更別村一般会計歳入歳出決算認定の件
日程第27	認定第2号	平成26年度更別村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定の件
日程第28	認定第3号	平成26年度更別村後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定の件
日程第29	認定第4号	平成26年度更別村介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定の件

日程第30 認定第5号 平成26年度更別村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件

日程第31 認定第6号 平成26年度更別村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件

9 会議録署名議員の指定

議長は会議録署名の指定に次の2名を指名した。

1 安村 敏博 7 本多 芳宏

議 事 の 経 過

議	長	ただいまの出席議員は、8名であります。 定足数に達しておりますので、これより平成27年第3回更別村議会定例会を開会をいたします。(10時00分) 村長より招集の挨拶があります。
	西山村長	
村	長	皆さん、おはようございます。本日ここに、平成27年第3回更別村議会定例会の招集をお願い申し上げましたところ、議員各位におかれましては大変ご多忙の中ご出席を賜り、厚くお礼を申し上げます。村の基幹産業であります農業ですが、当初歴史的とも言える極端な少雨による干ばつ、急激な気温の上昇による高温等、異常気象と思える不安定な天候が続き、心配されたところであります。後ほど報告させていただきますが、農作物の生育状況調査結果のとおり、農業者をはじめ関係者のご努力により、今年も豊穡の出来秋を迎えられる状況となっております。収穫作業が無事に終わられることを祈っております。 村内の状況であります。依然として都市部に見られるような景気の回復感はなく、引き続く資材の高止まり、各種社会保障関連費の負担増、電気料金の値上げ、消費税増税の影響から、ますますですね、村民生活への悪影響が懸念されるところであります。さらに本年度の普通交付税は、昨年比0.7%、1,500万円ほどの増額となっておりますけれども、その前ですね、2億円の減額を回復には遠く及ばず、依然として厳しい算定結果となり、このまま推移すれば村の財政計画にも少なからぬ影響を及ぼしかねません。地方が主役である、との掛け声の下、現在進められている地方創生戦略策定の趣旨に照らし合わせても、国にはしっかりとした財政措置を要望するものであります。懸念されていますTPP協議であります。7月のハワイにおける閣僚級会議での合意は見送られたものの、依然として危機的状況にあることは変わりなく、しっかりとした情報開示と国会決議の順守、協議からの速やかな離脱を強く求めるものであります。また今国会で焦点となっております安全保障関連法案についても、丁寧な国民への理解と説明、法治国家として相応しい慎重な議論が必要であると考えております。 私も村長の重責を担ってから、早4ヶ月が経過しましたが、行政執行方針でも述べました通り、住みたい村、住み続けたい村、働ける村、訪れたい村の実現や、公約の実現、村民が主人公の村政を目指し、子どもからお年寄りまで笑顔と笑い声があふれ、一人ひとりが輝く村を目指し、鋭意努力してまいり所存であります。さらなる議員各位の皆さまのご指導とご協力をよろしくお願い申し上げます。 本定例会におきましては、平成26年度会計決算認定の件、人事案件2

		件、条例等の制定、改正案 10 件、規約の変更 3 件、そして一般会計ほか各会計補正予算報告等、併せて 25 件についてご審議をお願いするものであります。よろしくお願い申し上げ、開会にあたりましてのご挨拶とさせていただきます。どうかよろしくお願いいたします。
議	長	村長の挨拶が終わりました。 ただちに本日の会議を開きます。 本日の議事日程は、あらかじめお手もとに配布したとおりであります。
議	長	日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。 会議録署名議員は、会議規則第 125 条の規定により議長において、1 番安村さん、7 番本多さんを指名いたします。
議	長	日程第 2、議会運営委員長報告を行います。 先の本会議において、議会運営委員会に付託をいたしました本定例会の議事、運営等に関し協議決定した内容について報告を求めます。
議会運営委員長		高木議会運営委員長 議会運営委員会において協議、決定した内容をご報告いたします。 先に、第 3 回村議会定例会の議事運営等に関して、議長から諮問がありましたので、これに応じ 9 月 2 日午前 9 時より議会運営委員会を開き、付議事件及び議事日程並びに会期等について慎重に協議いたしました。その結果、会期については、提出案件の状況等を考慮し検討した結果、本日から 9 月 17 日までの 9 日間と認められました。以上、委員会での結果をご報告申し上げましたが、本定例会の議事運営が円滑に行われますよう、よろしくお願い申し上げます。
議	長	委員長の報告が終わりました。 なお、ただいまの委員長報告に対する質疑は省略をいたします。
議	長	日程第 3、会期決定の件を議題といたします。 おはかりをいたします。本定例会の会期は、本日より 17 日までの 9 日間といたしたいと思います。 これにご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議	長	異議なしと認めます。 したがって、会期は 9 日間と決定をしました。
議	長	日程第 4、諸般の報告をいたします。 諸般の報告は、印刷をしてお手元に配布しておきましたから、ご了承を願います。 次に、産業文教常任委員長の閉会中における所管事務調査の報告を求めます。
産業文教常任委員長		村瀬産業文教常任委員長 産業文教常任委員会の所管事務調査の報告をさせていただきます。 本委員会は、所管事項について下記により調査をしましたので、会議

規則第 77 条の規定により、調査の概要を報告いたします。

調査日時、平成 27 年 8 月 4 日木曜日、午前 9 時。調査場所、更別村議会議員控室。調査事項、1 つ目には農作物の作況について。2 つ目、酪農畜産の現況について。経過としまして委員 6 名により調査事項について産業課長の出席を求め、農業改良普及センターの協力を得て、調査を行いました。調査の結果でございます。1 つ目の農作物の作況について、調査にあたり、産業課長より 8 月 1 日現在の生育状況で雨が少ない、例年より早い等の概要説明を受け、農業改良普及センターより、気象データを基に蒔き付けからの推移をはじめ、秋蒔き小麦については既に収穫作業が終了しており、一穂粒数が多く粒重は重く、過去最高と思われるとの説明がございました。また今年は例年になく干ばつの影響で農作物の生育が心配されましたが、6 月の下旬、7 月の下旬の雨に恵まれて回復し、全般の農作物の生育はおおむね順調に進んでいる等の説明を受けた後、5 品目の作物について現地調査を行いました。アの金時、イ手亡、ウの甜菜、エの小豆、それぞれ中につきましてはお目通し願ひまして、生育基節がプラスで進んでいましたが、茎数が多いがいも数が少ない、また塊茎の肥大は進んでいるが、二次成長の心配がある。現場における作況調査は以上でございますが、今後、営農指導機関からの情報、技術指導を仰ぎながら、疫病、病害虫等の対策を講じる必要があるとしました。2 番目の酪農、畜産の現状についてでございます。村内における酪農、畜産の危機的な状況は依然変わらず、村においては早期の振興策及び支援策を講じなければならないことから、産業文教常任委員会、以下委員会においては、重要課題として継続的に調査を行うものでございます。村、JA 及び生産者が協力して進め、既に哺育、育成預託施設等を検討し、更別村酪農・畜産クラスター協議会、以下協議会が設立され、畜産クラスター計画を策定する等、積極的に取り進めてございます。哺育・育成牛の預託施設は、哺育・育成牛預託検討委員会を設置し検討しています。酪農戸数 42 戸、預託頭数 600 頭としてシュミレートでは預託料 600 円、1 日頭数程度と、独立採算で運営できる試算でございました。預託頭数が 600 頭の根拠とするところは、村の総頭数の約 3 分の 1、意向調査の預託希望頭数は 699 頭であることから妥当と考えます。また農協酪農生産者会議では、運営法人は原則独立採算性とし、事業が軌道に乗るまでは農協及び村の支援をいただき、前向きに進めてほしいとの意見があること等から、早急に進めるべきと考えてございます。村営牧場の運営は年々厳しく、平成 27 年度においては 1 千万円程度の赤字の見込みという状況であり、村営牧場は哺育、預託施設として活用することが効果的であると考えています。ただし、運営法人に移行したとしても元々は公共牧場であることから、未参画農家の放牧のみの利用希望者がある場合等、受入れ対応の検討が必要である。今後のス

スケジュールとしまして、喫緊の課題であることから早期の整備を目指すには農協が実施主体となる。また村営牧場の移行に伴う整理、そして運営法人の設立、国庫補助要望を見据えた施設整備計画を煮詰める等、現段階から変更がある事も含めて、さらなる協議を進めていかねばならない現状であります。委員会においては担当課の整理すべき事項、スケジュールに沿って意見が出たところでもございます。事業実施主体は農協が良いのか、また農協は了解しているのか。村営牧場を売却して運営法人に移行すると、村はどのように畜産、酪農政策に関わっていくのか。運営法人の設立とあるが、参画する酪農家が半数以下では厳しい運営となるのではないかと。利用料の多寡によって農家の移動がおき、継続して運営ができるのか。村や農協での方針を持っていた方が良いのではないかと。また村の事業計画であることを念頭に置いて支援しなければ振興策とはならないので、具体的な支援策を明記して安心して参画し運営できるようにすべきである、との意見。運営法人の自主自立、独立採算制の下で運営するものとし、村は支援をしなければならない、とした意見の分かれたところでもございます。担当課において、整理すべき課題を検討し進めていく中で、委員会においても酪農・畜産農家が安心して継続した経営のできる施設整備等の施策が図られているか等の検証をしていかねばならない。畜産コントラクターは、スケールメリットによる効率化と経費の軽減、作業の高能率による過重労働の緩和、良質な牛の育成、経営の安定と向上を図るもので、個別経営の規模拡大は続くと考えられます。コントラクターの需要は拡大することも考えられます。そこで酪農戸数の減少が見込まれるので、農家のやる気を喚起させるためにも必要であり、畜産コントラクターの維持・発展については、地域の農業振興計画とのタイアップが必要で、酪農家の去就について調査を行い、今後の酪農生産能力を推定することが必要である。以上のことをふまえて継続して調査を行う必要がある。以上、報告いたします。

議 長
議 長

これで常任委員会の報告を終わります。

日程第5、一般行政報告を行います。

一般行政報告は文書で配布をされております。

なお、口頭で補足説明を求められておりますので、発言を許します。

西山村長

村 長

それでは、口頭にて補足説明をさせていただきます。1番目の平成26年度の更別村のバランスシートについてでございますが、別紙1にありますとおり、平成26年度のバランスシートをまとめたところであります。内容につきましては、私の説明の後にです、吉本総務課長に補足説明をいたさせたいと思います。2の平成26年度建設工事の進捗状況でございますけれども、100万円以上でございます。別紙2の方です、ね、に取りまとめてございます。工事ちょう等ですね、順調に行わ

れているところでありまして、内容につきましてはですね、お目通しを願いたいというふうに考えております。3番目の農作物の生育状況につきましてですけれども、先ほどの村瀬議員さんの報告にもありました。9月1日現在のですね、調査を別紙3のとおりですね、まとめたものでございまして、どの作物もですね、平年並あるいはですね、それ以上に進んでいるということを報告していただいております。この後もですね、順調に生育をしてですね、収穫を迎えられることを願っているところであります。以上、私からの口頭説明とさせていただきます。

議長
総務課長

吉本総務課長

更別村のバランスシートにつきまして、補足説明をさせていただきます。別紙1、1ページをお開きください。1の作成基準等でございますが、平成12年、旧自治省、現総務省から示された基準に基づき、作成しております。対象となる会計は、一般会計でございます。基礎数値につきましては、昭和44年度以降の地方財政状況調査、これは決算統計と言われているものでございますけれども、これの積み上げ等でございます。2の構成内容でございますけれども、(1)の資産の部につきましては、昭和44年度以降に村が建設した、建設または整備したものの累計でございます。なお減価償却をしております。(2)の負債の部でございますけれども、①の固定負債、2ページにまいりまして流動負債等は記載のとおりでございます。(3)の正味資産の部でございますけれども、国庫支出金、都道府県支出金の補助金等を充当したものを積み上げてございます。それから4の欄外注記につきましては、記載のとおりでございます。3のバランスシートに係る留意事項につきましては、お目通しをいただきたいと思います。3ページのバランスシートでございます。これは貸借対照表にあたります。左側の借方でございます。資産の部の合計ですけれども、有形固定資産合計で11,631,968千円、前年度比較で18,831千円の増となっております。2の投資等でございます。(1)投資及び出資金でございますが、244,997千円、これにつきましては、配布しております決算書222ページ、223ページに記載の株券出資金、出捐金の合計となっております。(2)貸付金でございますが、137,700千円で、平成25年度に太陽光発電施設整備に、民間事業者に貸し付けた162,000千円から25、26年度で償還がございすけど、未償還分について記載しております。(3)の基金でございます。決算資料の37ページを参照いただきたいと思います。特定目的基金、都市開発基金、基金合計で2,958,596千円となっております。(4)の退職手当組合積立金でございますけれども、△の85,955千円でございますけれども、これにつきましては退職手当組合から通知された数字をここに載せてございます。投資等の合計でございます。3,255,338千円となっております。前年度比較15,976千円の

減となっております。3の流動資産でございます。(1)現金・預金でございますが、①の財政調整基金、②の減債基金、③の歳計現金でございますけれども、決算書123ページそれから資料1ページに記載の実質収支額を記載しております。現金・預金の計で2,246,450千円となっております。(2)の未収金でございます。地方税につきましては、決算書8ページ、不能欠損額を含んだ数字でございます。2その他でございますけれども、翌年度繰越額を含めております。決算書38ページに記載された数字でございます。未収金計で101,790千円となっております。流動資産の合計で2,348,240千円、前年度比較113,315千円の減となっております。資産の合計ですが、17,235,546千円、前年度比較110,460千円の減となっております。右側の貸方でございます。負債の部で、1固定負債でございますが、(1)地方債4,087,076千円でございますが、決算資料37ページに記載されてございます。それから(2)の債務負担行為につきましては0となっております。

(3)の退職給与引当金でございますけれども、490,969千円でございますが、この数字につきましては、将来支払われる退職給付の内、当期に負担すべき金額の見積りでございます。具体的には平成26年度末で正職員75名、準職員4名が退職したとした場合に必要となる退職金の額を見積もったものでございます。固定負債合計ですが、4,578,045千円となっております。前年度比較で69,442千円の減となっております。2の流動負債でございますが、(1)の翌年度償還予定額、これは元金分を掲載してございます。流動負債の合計は同じ額を記載してございます。負債合計で5,189,669千円、前年度比較93,027千円の減となっております。正味資産の部でございますが、1の国庫支出金と2の都道府県支出金につきましては、昭和44年度以降の有形固定資産の取得に充当した補助金等を記載してございます。3につきましては一般財源の累計でございます。正味資産合計で12,045,877千円、前年度比較17,433千円の減となっております。4ページをお開きください。バランスシート財務分析指標値でございますけれども、1つ目の○、社会資本形成の世代間負担比率と2つ目の○で予算額対資産比率、それから3つ目の○ですが、有形固定資産の更新資金の手当率、四つ目の○ですが償却累計率につきましては、お目通しをいただきたいと思います。5ページでございます。住民一人当たりのバランスシートでございます。3ページに記載されたバランスシートの額からそれぞれですね、平成27年3月31日現在、住民基本台帳人口3,320人で割ったものでございます。以上で補足説明を終わります。

議長

これから一般行政報告に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

1番 安村さん

1番安村議員

今のバランスシートの関係の説明がございまして、ちょっとあの、

		確認事項も含めてご質問させていただきたいと思うんですけども、有形固定資産の関係ですね、昭和 44 年以降の取得に関しての計上並びに減価償却してるよっていうご説明がございましたけども、この中にですね、現存の中でですね、減価償却に値しない、いわゆる除却しなければならない等の建物等あるのであれば、ちょっとそれが含まれているのかも含めて、ちょっとあの確認させていただきたいというふうに思います。
議	長	吉本総務課長
	総務課長	既にもう取り壊されてない建物等も減額してないっていうことになっております。ですからその分につきましては、残存価格がこの中に含んでるっていう解釈でございます。以上でございます。
議	長	1 番 安村さん
1 番安村議員		すいません、しつこくて申し訳ない部分あるんですけども、今、含んでるっていう話でございますけども、これはいつ何時ですね、そういう不良物件っていいですか、いわゆるその使われない部分の除却っていう分をどのような形で計上していくっていう形で捉えているんですか。その点もちょっと付帯して説明いただければお願いしたいと思います。どこで除却するのかっていう。
議	長	吉本総務課長
	総務課長	示されております総務省モデルって言われるものなんですけども、具体的にはちょっと書かれてないっていうことで、過去これが公表して、もうかなり何年も経つんですけども、累計されたままということになってございます。
議	長	ほかに質疑はありませんか。 (ありませんの声あり)
議	長	これで質疑を終わります。
議	長	日程第 6、教育行政報告を行います。 教育行政報告は文書で配布をされております。 これで教育長からの教育行政報告を終わります。
議	長	これから教育行政報告に対する質疑を行います。 質疑の発言を許します。 (ありませんの声あり)
議	長	質疑なしと認めます。 これで質疑を終わります。
議	長	日程第 7、諮問第 1 号、人権擁護委員の推薦につき意見を求める件を議題といたします。 提案理由の説明を求めます。
		西山村長
村	長	諮問第 1 号、人権擁護委員の推薦につき、意見を求める件でございます。人権擁護委員法、昭和 24 年法律第 139 号第 6 条第 3 項の規定に

より、次の者を人権擁護委員として推薦したいので、議会の承認を求めるものです。現在、人権擁護委員の方は剣持寿一様です。平成 27 年 12 月 31 日をもって任期満了となり退任することとなりましたので、その後任といたしまして、塩田辰則氏を推薦したいと存じ、議会の意見を求めるものでございます。塩田氏は更別村字更別南 1 線 38 番地 14 に居住され、昭和 27 年 1 月 1 日生まれでございます。経歴につきましては、長年にわたり村の基幹産業であります農業に従事され、住民との関わりにおいて常に誠心誠意職務を遂行され、地域の方々からの信頼も厚く、また平成 16 年より村の固定資産評価審査委員として本村の行政運営、発展に尽力されておられます。公平で人格、見識ともに優れ、人権擁護委員として相応しい人物であると存じ、推薦するものでございます。なお任期は平成 28 年 1 月 1 日から平成 30 年 12 月 31 日までの 3 年間でございます。よろしくご同意をお願い申し上げ、提案説明とさせていただきます。

議長

説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。
質疑の発言を許します。

3 番 高木さん

3 番高木議員

委員の任命ということで、塩田氏に対する問題は別にないんですが、今説明がありましたように、村の固定資産の委員さんも兼ねているということもありまして、いろいろな委員さん、たくさんありますが、これを兼務ということですか。まあたくさんこんだけ村民がいる中で、適任者という部分で塩田氏を指名したとは思いますが、この委員会の重複という部分に関しては何か検討の部分があったかどうか、その部分だけちょっと聞かせていただければ。

議長

住民生活課長

宮永住民生活課長

今、あの高木議員の質問に対しまして、お答えしたいと思います。一応あの、先ほど言われましたように、剣持さんが今年末をもって退任されるということで、いろいろ人選につきましているいろいろ、対応してまいったところでございます。まあ特にあの、今は要職をですね、いろいろ兼ねている方も、今高木議員が言われてるように多い現状でありました。その中で、いろいろ選考を重ねていった結果、塩田さんが適任じゃないかということで、本人のご了承もいただいたことから、このような選択といいますか、推薦をさせていただいたところでございます。一応あの、ほかのところの先ほど言われましたように、いろんな場面ですね、いろいろ検討してまいった結果ということでございます。以上でございます。

議長

3 番高木議員

3 番 高木さん

過去にですね、議会の方でもこの委員さんの兼務という部分では、一度議論になった経緯が確かあったんじゃないかなと思います。その時、僕まだ議員にはなってなかったんですが、そういうようなお話も

		ちよつと聞いております。まあ人選については適任者ということで指名されたと思いますので、反対はすることはないんですが、やっぱり人選にあたっては、できるだけ多くのいろいろな意見を聞けるような、兼務というのはできるだけ避けるような形でこれからもちよつと検討していただくことも必要かなと思ひまして、一応させていただきますので、よろしくお願ひいたします。
議 村	長 長	西山村長 今ですね、高木議員さんのお話ありましたとおひ、ご指摘の点もですね、しっかりとですね、これから検討してまいりたいというふうに思ひます。よろしくお願ひいたします。
議	長	ほかに質疑はありませんか。
議	長	(ありませんの声あり) これで質疑を終わります。 本案は、人事案件でありますので、討論を省略いたします。 おはかりをいたします。 ただいま議題となつております諮問第 1 号、人権擁護委員の推薦につき意見を求める件は、原案によるものを適任と認めることにご異議ありませんか。
議	長	(異議なしの声あり) 異議なしと認めます。 したがつて、原案によるものを適任者と認め、推薦に同意することに決定しました。
議	長	日程第 8、議案第 48 号、更別村教育委員会委員の任命につき同意を求める件を議題といたします。 提案理由の説明を求めます。
村	長	西山村長 議案第 48 号、更別村教育委員会委員の任命につき同意を求める件でございます。更別村教育委員会教育委員に、次の者を任命したいので、地方教育行政の組織、運営に関する法律第 4 条第 2 項の規定により議会の同意を求めるものであります。同意を得ようとする方は、北海道河西郡更別村字更別南 1 線 116 番地 4、梶浦加代子さん、昭和 39 年 4 月 30 日生まれであります。梶浦委員さんにおかれましては、平成 19 年からこれまで 3 期、教育委員を務めていただいております。教育委員として本村の教育、文化の振興にご尽力いただき、また手腕を発揮されておられます。女性の立場からもきめ細やかな視点、不登校やいじめ等、教育全般にわたるですね、提言や助言をいただいております。豊富な知識と経験をお持ちの梶浦さんに、引き続き教育委員をお願いするものであります。なお任期は平成 27 年 10 月 1 日から 4 年間であります。ご同意賜わりますようお願い申し上げ、提案説明といたします。

議	長	説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。 質疑の発言を許します。 (ありませんの声あり)
議	長	質疑なしと認めます。 これで質疑を終わります。 本案は、人事案件でありますので、討論を省略いたします。 おはかりをいたします。 ただいま議題となっております議案第 48 号、更別村教育委員会委員の任命につき同意を求める件は、これに同意することにご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議	長	異議なしと認めます。 したがって、議案第 48 号、更別村教育委員会委員の任命につき同意を求める件は、これに同意することに決定しました。
議	長	この際、関連がありますので、日程第 9、議案第 49 号、更別消防団の設置、名称及び区域に関する条例制定の件、日程第 10、議案第 50 号、更別消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例制定の件及び日程第 11、議案第 51 号、更別村非常勤消防団員報償金条例制定の件の 3 件を一括議題といたします。 提案理由の説明を求めます。 西山村長
村	長	議案 49 号、50 号、51 号、一括提案ということを受け賜りましたのでご説明を申し上げます。まず議案第 49 号、更別消防団の設置、名称及び区域に関する条例制定の件でございます。更別消防団の設置、名称及び区域に関する条例を別紙のとおり制定するものです。理由といたしまして、十勝 19 市町村常備消防の広域再編、とかち広域消防事務組合の設立によって消防団の事務が更別村に承継されることに伴い、消防組織法第 18 条第 1 項の規定により、消防団の設置、名称及び管轄区域を定める必要があるため、この条例を制定しようとするものであります。次ページをお願いいたします。次ページは更別消防団の設置、名称及び区域に関する条例でございます。趣旨といたしまして、第 1 条、第 2 条、第 3 条に書かれているとおりですね、趣旨、第 2 条消防団の設置、第 3 条消防団の名称及び区域ということで、させていただいております。附則といたしまして、この条例はですね、平成 28 年 4 月 1 日から施行するというものであります。続きまして、議案第 50 号、更別消防団の定員、任免、給与、服務等に関する条例制定の件でございます。更別消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例を別紙のとおり制定するものでございます。理由といたしまして、十勝 19 市町村常備消防の広域再編、とかち広域消防事務組合の設立によって、消防団の事務が更別村に承継されることに伴い、消防組織法第 19 条第

2項の規定による消防団員の定数を定めるとともに、同法第23条第1項の規定による消防団員に関する任免、給与、分限及び懲戒、服務、その他身分取扱いに関する事項を定める必要があるため、この条例を制定しようとするものであります。次のページをお開けください。更別消防団員の定員、任免、給与、服務に関する条例でございます。第1条は条例の趣旨でございます。第2条から第3条まではですね、定員及び任用及び任期の規定でございます。第4条については退職、第5条につきましてはですね、欠格事項について定めてございます。2ページをお開きください。第6条で分限、第7条で懲戒、第8条もですね、懲戒ということになってます。第9条は休団についての規定でございます。第10条から第13条まではですね、服務とですね、規律を定めたものでございます。3ページをご覧ください。報酬の額及び支給方法ですね、を第14条に規定をしております。その部分についてはお目通し願いたいというふうに思います。4ページをお開きください。第15条についてはですね、費用弁償であります。5ページにありますですね、別紙をご参照いただきながらですね、この部分についてですね、お目通しをお願いしたいなというふうに考えております。第16条についてはですね、委任事項ということで、この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は村長が別に定める、というふうになっております。附則といたしまして、本条例はですね、平成28年4月1日より施行いたします。ただし、経過措置として書いてあります2及び3の経過措置を定めているものでございます。ご参照いただきたいというふうに思います。続きましてですね、議案の第51号更別村非常勤消防団員報償金条例制定の件でございます。更別村非常勤消防団員報償金条例を別紙のとおり制定するものであります。理由といたしましては、十勝19市町村の常備消防の広域再編、とから広域消防事務組合の設立によって、消防団の事務が更別村に承継されることに伴い、消防団員が消防活動に従事するにあたって、その職務を遂行し、そのため死亡し、または障害の状態となった場合において、報償金を授与することに関する事項を定める必要があるため、この条例を制定しようとするものであります。1ページ目をご覧ください。更別村非常勤消防団員報償金条例として、第1条は目的であります。第2条は消防団員に対する報償金を規定するものです。2、3というふうにあります。第3条はその審査について規定をしております。4条についてはですね、委任が書かれております。附則としてですね、施行期日をですね、平成28年4月1日から施行するというふうに書かれております。経過措置についてはですね、お目通しをお願いしたいというふうに思います。3ページについてですが、あ、2ページですね、についてもですね、お目通しをお願いいたします。それとですね、3ページの部分ですけれども、先ほどの2条に関わりましてですね、

		殉職者の報償金とですね、それと障害者報償金について、別表第1それとですね、別表第2に記載させていただいておりますので、お目通しをお願いしたいというふうに思います。以上ですね、ご提案を申し上げですね、ご審議の方をですね、よろしくお願いいたします。以上、提案説明とさせていただきます。
議	長	説明が終わりましたので、これから議案第49号、議案第50号及び議案第51号に対する質疑を行います。 質疑の発言を許します。 ございませんか。 7番 本多さん
7番本多議員		1件質疑をしたいと思いますが、解散前の南十勝消防事務組合の消防報償金とか団員の条例があったかと思うんですが、それと大きく変わる点があるのかどうか、お伺いします。
議	長 総務課長	吉本総務課長 お答えします。現在はですね、南十勝消防事務組合の中で、4町村の条例が定められております。で、来年3月31日で組合解散ということで、それぞれの町村が事務を継続するということでございますので、今の条例とほぼ全く同じという作りをしております。これにつきましては、4町村の申し合わせでですね、作るってということで、南十勝はなっているということでございます。以上でございます。
議	長	ほかに質疑はありませんか。 7番 本多さん
7番本多議員		議長、動議を提出したいと思います。 ただ今議題となっております議案第49号、更別消防団の設置、名称及び区域に関する条例制定の件、議案第50号、更別消防団員の定数、任免、給与、服務等に関する条例制定の件、及び議案第51号、更別村非常勤消防団員報償金条例制定の件は、なお慎重な審査の必要があると認められますので、総務厚生常任委員会に付託の上、会期中に審査されますよう、動議を提出したいと思います。各位のご賛同をよろしくお願いいたします。 (賛成の声あり)
議	長	ただいま、7番本多さんから所管する常任委員会付託の動議が提出され、所定の賛成者がありますので、動議は成立をいたしました。 したがって本動議をただちに議題として採決をいたします。 おはかりをいたします。 本動議のとおり決定することにご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議	長	異議なしと認めます。 したがって、所管する常任委員会付託の動議は可決されました。 おはかりをいたします。

		議案第 49 号、更別消防団の設置、名称及び区域に関する条例制定の件、議案第 50 号、更別消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例制定の件、及び議案第 51 号、更別村非常勤消防団員報償金条例制定の件を総務厚生常任委員会に付託の上、会期中の審査とすることにいたしたいと思います。 これにご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議	長	異議なしと認めます。 したがって、議案第 49 号、更別消防団の設置、名称及び区域に関する条例制定の件、議案第 50 号、更別消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例制定の件、及び議案第 51 号、更別村非常勤消防団員報償金条例制定の件を総務厚生常任委員会に付託の上、会期中の審査とすることに決定しました。
議	長	この際、午前 11 時 5 分まで休憩をいたします。(10 時 50 分) 休憩前に引き続き、会議を開きます。(11 時 05 分) 日程第 12、議案第 52 号、更別村個人情報保護条例の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。 提案理由の説明を求めます。
村	長	西山村長 議案第 52 号、更別村個人情報保護条例の一部を改正する条例制定の件でございます。更別村個人情報保護条例、平成 13 年条例第 21 号の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものです。理由といたしまして、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、平成 25 年法律第 27 号、以下、番号法という、の施行及びこの法律において読み替えて適用する行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律、平成 15 年法律第 58 号、以下、行政機関保護法という、並びに個人情報の保護に関する法律、平成 15 年法律第 57 号、以下、保護法という、の一部改正に伴い、この条例を制定しようとするものであります。要旨といたしまして、2 番(1) からですね、次ページにわたりまして(15) までありますけれども、それとですね、その後ろにあります、次のページにありますですね、新旧のですね、条文のですね、対照表と含めましてですね、この部分に関しまして、本条例に関しましてですね、吉本総務課長にですね、説明をいたさせたいと思います。ご審議の方ですね、よろしくお願い申し上げ、提案理由とさせていただきます。
議	長 総務課長	吉本総務課長 補足説明をさせていただきます。理由の欄にもございますけども、更別村個人情報保護条例につきましては、行政機関保護法と保護法に基づいて作られておりますけども、今回番号法の施行に伴いまして、大きく改正するものでございます。要旨につきましては(1)から次の

ページの(15) まで、しかも複数の条文に該当しますので、3枚目のですね、現行と改正後の対比表で説明させていただきます。第1条の目的でございます。この部分の改正につきましては、特定個人情報について適用するため、字句を加えるものでございます。それと個人情報保護法の規定に基づき、利用停止を加えるものでございます。1つ目につきましては、要旨(1) 保護法の規定に基づく利用停止につきましては、要旨(13) に該当いたします。第2条の定義でございます。(1) の個人情報の改正につきましては、行政機関保護法の規定に基づき、条文を改めるものでございます。これにつきましては、要旨(2) の前段に該当いたします。(2) 第2号でございますけれども、特定個人情報につきましては追加するものでございます。特定個人情報について適用するための字句を加えるものでございます。要旨(1) に該当いたします。これにつきましては、第1号個人情報と特定個人情報、分けておりますのは、特定個人情報につきましては、個人番号をその内容に含む個人情報という規定が番号法の中にございます。2ページをお開きください。(3) 第3号と(4) 第4号でございますけれども、情報提供と記録及び特定個人情報ファイルについて適用するため、字句を加えるものでございます。これにつきましては、(2) の要旨、(2) の後段に該当いたします。(5) 第5号につきましては、行政機関保護法の規定に基づき、条文を改めるものでございます。これにつきましては、要旨(2) の前段に該当いたします。第3条の実施機関の責務でございます。この改正につきましては、第1項につきましては要旨(1) に該当するものでございます。第2項の条文追加につきましては、特定個人情報を含めた個人情報を保護するため、重要事項を決定するときは、情報審査会に諮問して行う条文を加えるものでございます。第3条の2、職員の責務でございます。番号法に規定する秘密の管理、保持義務について、特定個人情報を含め、職員に守秘義務を科す条文を加えるものでございます。要旨(4) に該当いたします。3ページをお開きください。第6条の2、見出しとして特定個人情報保護評価でございます。条文追加でございますけれども、個人番号をその内容に含む特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等に与える影響及びリスクを予測・評価し、その影響及びリスクを低減する措置をあらかじめ講ずる必要があるため、条文を加えるものでございます。要旨(5) に該当いたします。第7条の収集の制限でございますけれども、第3項の改正につきましては、第3条第2項の改正に伴う条文整理でございます。これは要旨(15) に該当いたします。第8条特定個人情報以外の個人情報の利用及び提供の制限でございますけれども、個人情報と特定個人情報の利用及び提供の制限を区分するための改正でございます。要旨(6) 前段に該当いたします。それから第8条の2、特定個人情報の利用の制限、4ページですね、それから5ページの第8条の3、特

定個人情報の提供の制限でございますけれども、個人情報と特定個人情報の利用及び提供の制限を区分するため、条文を加えるものでございます。これにつきましては、要旨（6）後段に該当いたします。第9条、提供先に対する措置要求でございます。実施機関以外のものに対して個人情報を提供する場合、番号法において特定個人情報は除外されているため除く旨を加えるものでございます。要旨（7）に該当いたします。第10条結合の制限でございますが、特定個人情報は情報提供ネットワークによる情報照会に対して、情報の提供義務が生じることになります。専用の回線でオンライン結合規制を規定する条文から除外すること、及び個人情報を実施機関以外の者への提供制限について、公益上の必要がある場合等、例外規定を加えるものでございます。要旨（8）に該当いたします。第11条適正管理でございますが、第11条、第12条、第13条、7ページにまいりまして第14条第1項のアンダーラインの部分につきましては、特定個人情報について適用するため、字句を加えるものでございます。要旨（1）に該当いたします。第14条の第2項の改正でございますけれども、開示請求に係る代理人の範囲について、個人情報にあつては法定代理人、特定個人情報にあつては本人の委任による代理人も開示請求できる規定を加えるものでございます。要旨（9）前段に該当いたします。第15条の改正でございますけれども、開示請求の手続きですが、特定個人情報について適用するため、字句を加えるものと、これは要旨（1）でございますけれども、第14条の改正に伴い、関連条文の改正をするものでございます。要旨（9）後段に該当いたします。第16条開示請求に対する決定につきましては、開示請求に対する決定について、特定個人情報について適用するため、字句を加えるものでございます。要旨（10）に該当いたします。第21条の改正につきましては、文言を改めるものでございます。要旨（15）に該当いたします。それから、第21条の第2号と9ページにまたがってますけれども、行政機関保護法第24条との整合性を勘案し、字句を加えるものでございます。要旨（11）に該当いたします。第22条費用の負担でございますけれども、開示に係る費用負担について、番号法において読み替えて適用される行政機関保護法の規定に基づき、改正するものでございます。要旨（12）に該当いたします。第25条の訂正請求の手続きでございますけれども、文言を改めるものでございます。要旨（15）に該当いたします。第26条訂正請求に対する決定でございますけれども、訂正請求に対する決定について、特定個人情報について適用するため、字句を加えるものでございます。要旨（10）に該当いたします。10ページになります。第3節の利用停止等という改正と、第28条の自己に関する個人情報の利用停止の請求でございますけれども、これらの改正につきましては、保護法の規定に基づき、個人情報の利用停止について関連条文を加えるものでございます。要旨（13）に該当いたします。次

の第 29 条利用停止請求の手続き、11 ページにまいりまして第 30 条、見出しとして個人情報の利用停止義務、それから第 31 条利用停止請求に対する決定についても、同じ改正でございます。12 ページになります。第 32 条苦情の申し出の処理でございます。特定個人情報について適用するため、字句を加えるものでございます。要旨（1）に該当いたします。第 33 条審査会への諮問でございますけれども、条文の一部改正に伴い、関連条文を改めるものでございます。要旨（15）に該当いたします。第 33 条の 2、諮問をした旨の通知でございますけれども、不服申し立てに対する手続き等、及び他の制度との調整について行政機関保護法の規定に基づき、条文を加えるものでございます。要旨（14）に該当いたします。13 ページ第 33 条の 3、第 3 者からの不服申し立てを棄却する場合等における手続きにつきましても、同じく要旨（14）に該当いたします。13 ページになります。第 34 条他の制度との調整でございますけれども、前段の改正につきましては他の法令等による手続きが定められている場合は、番号法において特定個人情報は除外されているため、除く旨を加えるものでございます。要旨（7）後段に該当いたします。第 3 項の改正につきましては、次の 35 条第 2 項、現行の部分をごこの第 34 条に置き場所を改めるものでございます。14 ページになります。第 36 条出資法人の責務でございますけれども、特定個人情報について適用するため、字句を加えるものでございます。要旨（1）に該当いたします。附則として、この条例は、平成 27 年 10 月 5 日から施行する。ただし第 2 条に 4 号を加える改正規定及び第 8 条の次に 2 条を加える改正規定（情報提供等記録に係る部分に限る）は、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、附則第 1 条第 5 号に掲げる規定の施行の日から施行するというものでございます。この番号法の附則第 1 条第 5 号につきましては、この法律は平成 25 年 5 月に公布されておりますけれども、この附則の規定では 4 年を超えない範囲内において、政令で定める日とされております。以上で補足説明を終わります。

議長

説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。
質疑の発言を許します。

6 番 村瀬さん

6 番村瀬議員

マイナンバー制に向かつての条例の制定だということで、確認したいんですけど、新旧対照表の 2 ページにあります第 3 条の 2 項のこの部分で、今非常に心配されているのは、個人情報の漏洩だとかということで、セキュリティ対策だと思うんですが、ここについてスタートする前にこの諮問委員会ですか、審査会ですか、そこを通すのか、これはあくまでも何かあったときにここを諮問していくのか、ということでお尋ねします。

議長

吉本総務課長

総務課長

この部分の改正につきましては、特定個人情報を含めた個人情報、ちょっと言い回しがいいのか、悪いのかあれなんですけども、保護するためにですね、重要事項を決定するときは各町村のですね、審議会ですとか、審査会ですとかに諮問して行ってくださいねっていう法律の規定に基づいてですね、この第2項を追加したものでございます。で、心配されますように、今朝もテレビでやっておりましたけども、消費税の還付だとかそんなものも、個人番号カードでやるようなことを財務省が考えていたとかって報道がありますけども、今年の10月5日以降ですね、全市区町村で住民記録されている方に通知カードが、番号の通知カードが送られます。来年1月1日以降に申請に基づいて、個人番号カードの交付をすることになってございます。そのカードは、今現在、住所ですとか、氏名ですとか、生年月日、性別と顔写真、この情報しかない、入らないってことになっております。その他の情報につきましては、2年後、平成29年7月から国と地方との、あるいは地方も他の公共団体との情報交換ができることになってます。約2年後ですけども。今の住民基本台帳ネットワークと同じようにですね、専用回線を使って日本に2箇所の中間サーバーを置いて、そのサーバーを必ずくぐって、情報交換をするっていうふうになっておりますけども、国と地方との情報交換はいいんですけども、今度民間も入ってきますので、それらですね、同じ、多分回線を使うんだとは思いますが、各事業所においてその回線を使える者を指定しなさいってことになってます。わずかな人間しか使えない、今の住民基本台帳ネットワークもそうですけども、担当職員と一部上司、特定の者しか開けない、暗証番号ですとかパスワードとかありますので、使い方は同じになるかと思うんですけども、報道で心配されているのは、いずれは民間や金融機関だとか、医療機関も含めて、みんなで使おうぜ、なんていうことになってますんで、心配の種になっているんだと思います。ちょっとあの、答えになっているかどうかわかりませんが、以上でございます。

議長

ほかに質疑ありませんか。

村瀬さん

6 番村瀬議員

今のあの、これはあくまでも個人情報の保護なんですよね。セキュリティは今言ったように、いろいろこういう対策してますってことで伺いました。それでですね、もう一点なんですけど、9ページの費用の負担とあります。第22条の2項の但書きに、要するに経済的困難その他の理由がある時は、全部または一部を免除することができる、となってますが、これに対する規則っていうんですか、規定っていうんですか、その下にぶら下がるですね、どういう場合を、っていうようなことが明記されたものはありますか。もしなければ、今考えておられることをご説明願います。

議 長 総務課長	吉本総務課長 これもですね、あの、法律に基づいて町村で判断してくださいってことになってますけども、今のこの更別村個人情報保護条例につきましては、開示請求があつて、コピー用紙等については手数料条例ですね、料金をいただけることになっておりますけども、いろんな事情があつてですね、村長が認めた場合は免除してもいいですよっていう規定を設けましたけども、具体的にはまだどういうふうにするかは決めておりません。以上です。
議 長	ほかに質疑ありませんか。
6 番村瀬議員	6 番 村瀬さん あの、今のお答えですと、今後検討するっていうことでいいんですか。
議 長 総務課長	吉本総務課長 はい、どういった場合に免除するかっていう基準は、示さないとならないかと思ってます。たとえば、生活保護の適用を受けているですとか、っていう基準でございます。以上でございます。
議 長	ほかに質疑ありませんか。
村 長	西山村長 えーとですね、今の部分に関わって、村瀬議員さんのですね、ご質問あったんですけども、えーとですね、この保護条例の部分についてはですね、これが出てきた時からですね、私こちらに来てからですね、セキュリティについては二重三重、四重、五重、個人情報入りますので、これについては各担当部署にですね、指示をしたところがあります。これについてはですね、費用もかかるわけですけども、国段階、道段階、村段階でですね、きっちりとセキュリティを確固としたものにしていきたいというふうに思います。それと同時にですね、マイナンバー制度につきましてはですね、いろいろと村民の方からですね、ご意見、特にお年寄りの方からですね、どうもわかりづらいということでお話がありました。通知が来てですね、カードの発行とかで、いろんな部分についてどうなるんだと。我々はそのインターネットとかっていうものを触れないので、その辺の部分よくわからないということと、これで私は詐欺に合わないかというようなお話も具体的にお聞きします。村としてはですね、この部分についてはですね、丁寧に村民にですね、の方に説明をする機会をですね、きちんと設けてですね、対応していきたいというふうに考えております。以上です。
議 長	ほかに質疑ありませんか。
1 番安村議員	1 番 安村さん ちょっとあの、確認っていうか、詳細について少し補足説明をいただきたいんですけども、10 ページ目の利用停止等に係る規定の中でですね、あくまでも個人情報の中の集約は第7条に基づいてですね、個

人を立会させて、その利用保護についてきちっと、まあ表現がどうか別にしてですね、7条の中で確認した中でですね、設置しなさいといながらですね、利用停止の文言が出てきているという形なんで、ちょっとあの、個人的についていうか、一般的にはちょっとこの規定についての、文面についての理解がなんか進まないっていうか、理解されないではないかと思うんで、もし仮に想定される文があるのであれば、ちょっと例題も含めてですね、ちょっとあの、ご説明していただければありがたいと思います。

議長
総務課長

吉本総務課長

これにつきましては、ほぼほぼ全文改正になるかと思うんですけども、行政機関保護法の中にですね、利用停止っていう条文がございまして、これのその部分を加えたわけなんですけど、あくまでも本人からの利用停止を求められた時にどういう対処をするかっていうことを条文で規定したものでございまして、どういう場合に利用停止が求められるか、請求されるかっていうのは、ちょっと今現在わかりかねます。以上でございます。

議長

ほかに質疑ありませんか。

2番 太田さん

2番太田議員

この番号法になって、通知カードから個人番号カードに変わっていく時に、通知カードは写真載ってないですよ。その通知カードで写真の載ってないところから、個人番号カードに写真付きになる時に、なりすましとか、そういった心配はないのかっていうことが一つと、個人番号の写真付きのカードに変わった時に、それは身分証明書になるんですか。

議長
総務課長

吉本総務課長

年内にですね、すべての住民の方に通知カードをお送りいたしまして、来年1月から個人番号カードを交付なるんですけども、どこの市区町村もですね、混乱を避けるために、郵便で、通知カードの中に申込書を、申請書をですね、同封して、個人番号カードの交付を受けた方は、事前にですね、申請しておくっていうやり方をとるみたいですよ。で、その時は、免許書の顔写真と同じ大きさのものを申請書に添えてもらって送り返してもらうっていうやり方をとるみたいでございします。更別もそのようにする予定だとは思いますが、ちょっと担当課の方にはまだ確認してませんが、混乱を避けるために、一斉に何十人も来られても対応しかねます、待ってもらわなきゃならないっていう混乱がございしますので、事前に申請していただいて、作ったらまた本人に送ってあげる、要は役場に、市役所や役場にいちいち行ったり来たりしなくてもですね、交付できるような体制を、どこもとるといふふうに聞いております。で、顔写真入りのものですから、身分証明書にもなります。通知カードは顔写真がないものですから、

		免許証ですとか、パスポート見せてくださいっていうことが求められると聞いています。個人番号カードは、顔写真が載って、まあ免許証と同じようなものですんで、それを見せれば結構な書類が省略できる、社会保障の手続きですとか、でそれが便利になりますよってということで、この番号法が施行されるんですけども、はい、どんなものにも使える、そのカード一枚あれば、その人の、個人番号が入ってますんで、この人本人、何処何処に住んでる、誰々さんっていう特定ができるっていうのが、この番号法の一のメリットといいますか、識別するっていうことでございます。以上でございます。
議	長	ほかに質疑ありませんか。 (ありませんの声あり)
議	長	質疑なしと認めます。 これで質疑を終わります。 これから本案に対する討論を行います。 討論の発言を許します。 (原案賛成の声あり)
議	長	これで討論を終わります。 これから議案第 52 号、更別村個人情報保護条例の一部を改正する条例制定の件を採決いたします。 本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議	長	異議なしと認めます。 したがって、本案は原案のとおり可決されました。
議	長	日程第 13、議案第 53 号、更別村手数料条例の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。 提案理由の説明を求めます。 西山村長
村	長	議案第 53 号、更別村手数料条例の一部を改正する条例制定の件でございます。更別村手数料条例、平成 12 年条例第 20 号の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定するものです。理由といたしまして、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、平成 25 年法律第 27 号の施行に伴い、通知カード及び個人番号カード交付後における再公交付に係る応分の負担を定めるため、更別村使用料等審議会の答申を受けて、この条例を制定しようとするものであります。要旨といたしまして、1 通知カード及び個人番号カードの再交付手数料額を定める。2 個人番号カードの交付開始に伴い、住民基本台帳カードの交付が廃止されることから、関連部分を削るものでございます。1 ページをご覧ください。条例のですね、現行と改正後について書かれております。14 番、15 番についてはですね、第 2 条関係のところですね、住民へのですね、右側のエの、14 のエですけ

れども、住民基本台帳第 30 条の 44 第 31 ですか、項につき定めるですね、住民基本台帳カードの交付、これがですね、なくなりますので、この条文についてはなしと、廃棄ということになります。続いてですね、左側の 27 のところですね、新しく追加するものとしてですね、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に関する事務ということで、ア再交付手数料、通知カードのですね、一枚につき通知カードの追記分、通知欄の余白がなくなったとき、そのほかの再交付がやむを得ないものとして村長が認める場合を除きますけれども、手数料としてですね、通知カードの再交付手数料は 500 円、イ個人カードの再交付手数料、1 枚につき 800 円、これもですね、先ほどと同じようにですね、余白がなくなった場合、再交付がやむを得ないものとして、村長が認める場合を除くということです。28 その他の証明手数料、1 件につき 300 円、これについては現行と変わっておりません。2 ページをお開きください。2 ページにつきましてはですね、その他の閲覧手数料、1 件につき 200 円を徴収するというので、これについても現行と変わりません。附則としてですね、この条例はですね、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号利用等に関する法律のですね、附則第 1 条第 4 号に掲げるですね、規定の施行の日（平成 28 年 1 月 1 日）から施行するものであり、ただし別表の改正規定（同表 26 の項の次に次の 1 項を加える部分（通知カードに係る部分に限る）に限る）はですね、番号法の施行の日（平成 27 年 10 月 5 日）から施行するものです。以上、ご提案申し上げ、ご審議方よろしく願いますものであります。

議 長

説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。
質疑の発言を許します。

6 番 村瀬さん

6 番村瀬議員

非常にちょっと小さな話で申し訳ないんですが、住基カードについては廃止したということはわかりますから、この現行から削除されると。で、いち早くですね、これを導入したときに私もちょっと職員だったもんですから、500 円かけて作りました。どのくらい進んでいるかはちょっと定かではないんですが、これを持って行けば、還付するような話はございませんか。

議 長
総務課長

吉本総務課長

今の考えは持っておりませんが、来年 1 月から個人番号カードが交付されたら、今持っている住民基本台帳カードにつきましては、使わないってことになるかと思います。ただし、来年の確定申告の時に、個人番号カード使えるような体制になるかどうかはちょっと聞いてませんが、まだ住基カードは使えるんだとは思ってます。以上でございます。

議 長

ほかに質疑ありませんか。

3 番高木議員	3 番 高木さん 住民基本台帳のカード、個人番号カードについては、これは任意のものですからあれなんです、この証明写真というか、写真については、これは個人で用意するんでしょうか。
議 長 総務課長	吉本総務課長 はい、免許証と同じような大きさの写真になりますけども、それぞれ個人で用意していただくということを考えてます。以上です。
議 長 3 番高木議員	3 番 高木さん 住民基本台帳のカードの方については、あんまり申し込みが、必要があんまり増えてないんだろうなと思うんですが、個人番号カードのこちらの方になると、村民全員にあたるわけですから、相当数の希望がもしかしたら出てくるのかなと思うんですが、年寄りや子どもたちや、いろんな障害者の方々もたくさんいるんですが、その人達も写真を撮りに行ったり、準備するには相当、結構大変かなと思うんですが、今更別村では、パスポートの発行もしてますので、そちらの方では証明写真ということで撮る体制も出来上がってますので、そちらの方を活用して、証明写真を撮っていただくというような考えはないんでしょうか。
議 長 総務課長	吉本総務課長 おっしゃるとおりですね、任意ではありますが、もちろん高齢者の方もですね、住民基本台帳カードを持ってる方だとかいらっしやると思いますんで、ちょっと検討することにいたします。以上でございます。
議 長	ほかに質疑ありませんか。
議 長	(ありませんの声あり)
議 長	これで質疑を終わります。
議 長	これから本案に対する討論を行います。
議 長	討論の発言を許します。
議 長	(原案賛成の声あり)
議 長	これで討論を終わります。
議 長	これから議案第 53 号、更別村手数料条例の一部を改正する条例制定の件を採決いたします。
議 長	本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
議 長	(異議なしの声あり)
議 長	異議なしと認めます。
議 長	したがって、本案は原案のとおり可決されました。
議 長	日程第 14、議案第 54 号、更別村立幼稚園授業料等徴収条例の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。
	提案理由の説明を求めます。 西山村長

村 長

議案第 54 号、更別村立幼稚園授業料等徴収条例の一部を改正する条例制定の件でございます。更別村立幼稚園授業料等徴収条例、昭和 49 年更別村条例第 12 号の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定するものです。理由といたしまして、子ども・子育て支援法、平成 24 年法律第 65 号の施行に伴い、村立幼稚園授業料等を所得階層区分に基づく応能負担による設定とし、また多子世帯に対する軽減規定を設けることによる、公平性確保と子育て世帯の経済的負担に配慮するため、更別村使用料等審議会の答申を受け、この条例を制定しようとするものであります。要旨といたしまして、1 授業料を保育料に改める、2 保育料を所得階層区分に基づく設定とし、また多子世帯に対する軽減規定を設ける、3 入園料を廃止する、ものです。1 ページをご覧ください。対照表でありますけれども、現行の部分でですね、改正後の部分で、まず大きな部分はですね、授業料と書いてございます条文すべて、保育料というふうに、保育料等というふうにですね、改正しております。趣旨の第 1 条の部分も、更別村立幼稚園の授業料、入園料というのがですね、現行の部分ありますけれども、入園料廃止いたしますので保育料等のみですね、ということで、入園料を削除いたします。保育料下、(以下「保育料等」という。)部分についてですけど、これについては授業料ということです。授業料については、保育料というふうになります。以下ですね、授業料と書いてある文については、保育料ということで改正してありますので、その部分についてはご説明ですね、省略させていただきたいというふうに思います。あと細かなことですね、第 1 条の、第 4 条のですね、毎月 25 日徴収するということですね、文言に、「に」が抜けていましたので、それを付け加えるということであります。現行第 5 条、入園料は入学許可のあった日から 7 日以内に納付しなければならない、入園料廃止いたしますので、改正後はこの部分は削除ということになります。したがって、第 5 条、6 条がですね、第 5 条等ですね、繰り上がります。改正後のですね、第 5 条についてはですね、そこに書いてあるとおりになります。授業料等ですね、保育料等に変わっております。2 ページに続きましてですね、ご覧ください。第 6 条の部分ですけども、これについてもですね、授業料については保育料、それとですね、第 8 条の部分です、現行の部分で、村長は授業料、延長保育料及び特別保育料っていうふうに書いてありますけれども、この部分をですね、削除させていただきま。後にですね、表、別紙の方でですね、記載をさせていただきたいというふうに思っております、されておりますので、ご覧いただきたいというふうに思います。ということで、その延長保育料ですね、及び特別保育料についての部分の文言が消えております。改正第 8 条が新しい部分でありますけれども、この条例に関してですね、必要な事項は教育委員会規則で定める。別表 1 第 2 条関係、保育料ということで

ですね、これ最初の理由のところですね、所得階層区分に基づくですね、保育料の設定ということで、このようにしたいというふうに思います。

第1階層、生活保護法によるですね、非保護世帯これは保育料は無料でございます。第2階層、市町村民税非課税世帯（市町村民税均等割のみ課税世帯を含む）月額 3,000 円でございます。第3階層、市町村民税、所得割ですね、課税世帯、月額 6,500 円ということで、これまでですね、授業としてですね、一律に月額 6,500 円としてきたものをですね、子ども・子育て支援のですね、その所得階層区分によるですね、保育料の設定ということで、法令に基づきましてですね、この部分についてですね、改正をさせていただきたいというふうに思います。備考についてはですね、お目通しをお願いしたいというふうに思います。時期、実施の時期等々ですね、部分についてですね、この部分に書かれておりますので、お目通しください。3 ページをご覧ください。3 ページの表に関してある部分ですけれども、第1欄、第2欄あります。アのですね、上記4に掲げる施設を利用してる幼稚園年少から小学校3年生までの範囲内の児童、いわゆる年長さんの第1子の部分ですけれども、保育料等に定める金額であると。で、イのですね、上記4に掲げる幼稚園年少からですね、小学校3年までの範囲の中でですね、二人以上の場合、いわゆる第2子以降の部分についてですけれども、これについては第2欄に書いてありますとおり、保育料についてはですね、掛ける 0.5 でありますので半額ということになります。ウのですね、上記に掲げるですね、施設を利用している上記以外の幼稚園年少から小学校3年生までの範囲の児童ということでですね、第3子になりますけれども、これについてはですね、無料ということ、ということで表にまとめてありますので、ご覧ください。5についてはご参照ください。4 ページをご覧ください。ということでですね、延長保育料及び特別保育料についてはですね、別表に第2条関係ということで、表に定めてあります。延長保育料については月額 2,500 円、特別保育料、朝ですけれども月額 1,000 円、特別保育料、夕方月額 1,000 円ということであります。附則といたしまして、この条例はですね、27 年 10 月 1 日から施行してですね、27 年 4 月 1 日から適用するものであります。この議案につきましてはですね、別紙ですね、資料ということでですね、議案第 54 号に係るですね、資料ということであるとと思いますけれども、現行の部分と改正後の部分についてですね、まとめたもの、それと別紙第 1 号様式ということで、減免申請書等のですね、書類の形式について、編述してあります。それとですね、第 2 号のですね、様式これについてもですね、減免台帳ということで書いてあります。参考といたしましてですね、十勝管内公立幼稚園保育料一覧ということでですね、新得、清水、広尾、幕別、浦幌、それとです

		ね、本村のですね、保育料等関係についてですね、対比表を載せております。右側にはですね、国に定める上限額というものも載せてありますので、お目通しをお願いしたいというふうに思います。以上、ご提案申し上げますね、ご審議方よろしくお願い申し上げます。
議	長	説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。 質疑の発言を許します。
		6 番 村瀬さん
6 番	村瀬議員	国の条例に伴う条例改正ということで、粗々理解しておりますが、ただ、あの、入園料を廃止するとなっておりますが、この廃止する理由をお聞かせいただきたいのと、4月に遡及しますから、必然的に減入っているんですか、そういうことが行われるような気もしますが、その辺あわせて、これを伴って今幼稚園の予算からどのくらい減るのかなっていう気もするんですが、もしわかれればそこは教えてください。
議	長	新関教育次長
	教育次長	入園料の廃止ということなんですけれども、今回法律改正の中でですね、国の基準、標準が示されている中で、入園料というものの規定がまずない、ということなんです。で、その中で国の問答集の中にもですね、入園料に関してのことについて、自治体の考え方、裁量で徴収する、しないは決めれるというようなことだったものですから、基本的に国の基準を準じた中で、今回は廃止するというような考えで、廃止させていただいております。それと、今回4月1日で遡るとい うか、遡及するということなんですけれども、今現在、通常の料金でいただいておりますので、10月以降のですね、徴収する部分との相殺とい うか、差引というようなことで、調整させていただこうかなとは思っ ております。それと三点目の予算に関係することなんですけれども、 実際これから申請いただいて、課税、非課税かということにはなるん ですが、前提条件として皆さん課税世帯というふうな捉え方で試算し たところ、おおよそなんですけれども約120万円ほど減額というか ですね、今現在の基準からすると、減額されるというようなことで考 えております。以上です。
議	長	ほかに質疑ありませんか。 (ありませんの声あり)
議	長	これで質疑を終わります。 これから本案に対する討論を行います。 討論の発言を許します。 (原案賛成の声あり)
議	長	これで討論を終わります。 これから議案第54号、更別村立幼稚園授業料等徴収条例の一部を改 正する条例制定の件を採決いたします。 本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

議	長	(異議なしの声あり)
		異議なしと認めます。 したがって、本案は原案のとおり可決されました。 ここで昼食のため、午後 1 時 30 分まで休憩をいたします。 (11 時 54 分)
議	長	休憩前に引き続き、会議を開きます。 (13 時 30 分)
		日程第 15、議案第 55 号、更別村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。 提案理由の説明を求めます。
村	長	西山村長
		議案第 55 号、更別村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件でございます。更別村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 25 年更別村条例第 2 号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものです。理由といたしまして、介護保険法施行規則等の一部を改正する省令、平成 27 年厚生労働省令第 4 号による指定地域密着型介護サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準、平成 18 年厚生労働省省令第 34 号の一部改正により、関係する条文の整理を行うため、この条例を制定するものであります。要旨といたしまして、1 条令で定める地域密着型サービスの人員等の基準については介護保険法、平成 9 年法律第 123 号の規定により厚生労働省令に定められた基準によることとされており、今般、社会保障審議会の審議報告を受け、厚生労働省令の一部改正に伴い条例の一部を改正するものです。次のページをお開きください。これは現行とです、改正後の条例の案文を示したものであります。その中で、新たに加筆修正を加えるものであります。第 6 条、中程にありますけれども、下から 5 行目、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、という文言がありますが、日常生活を営むことができるように、という文言を後、生活機能の維持または向上を目指し、という文言を加筆するものであります。続きまして、そこから下にいきまして、現行ではです、指定複合型サービスの基本方針とありますが、これについてです、指定看護小規模多機能型居宅介護の基本方針ということで、この文言に修正するものであります。続きまして、第 12 条につきましては、現行、指定地域密着型サービスに該当する複合型サービスの後ろにです、（介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）第 17 条の 10 に規定する看護小規模多機能型居宅介護に限る。）の事業はというふうにです、文言を加えるものであります。改正部分は下線の部分でございます。附則といたしまして、この条例は公布の日から

		施行するものであります。以上、ご提案を申し上げ、ご審議をよろしくお願いいたします。以上、提案説明といたします。
議	長	説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。 質疑の発言を許します。 (ありませんの声あり)
議	長	質疑なしと認めます。 これで質疑を終わります。 これから本案に対する討論を行います。 討論の発言を許します。 (原案賛成の声あり)
議	長	これで討論を終わります。 これから議案第 55 号、更別村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件を採決をいたします。 本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議	長	異議なしと認めます。 したがって、本案は原案のとおり可決されました。
議	長	日程第 16、議案第 56 号、更別村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。 提案理由の説明を求めます。 西山村長
村	長	議案第 56 号、更別村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件でございます。更別村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例、平成 25 年更別村条例第 3 号の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものでございます。1 の理由といたしまして、介護保険法施行規則等の一部を改正する省令、平成 27 年厚生労働省令第 4 号による指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準、平成 18 年厚生労働省令第 36 号の一部改正により、関係する条文の整理を行うため、この条例を制定するものであります。2 の要旨といたしまして、条例で定める地域密着型介護予防サービスの人員等の基準については、介護保険法、平成 9 年法律第 123 号の規定により、厚生労働省令に定められた基準によることと

		されており、今般社会保障審議会の審議報告を受け、厚生労働省令の一部改正に伴い条例の一部改正を行うものでございます。次のページをご覧ください。条例のですね、現行と改正後についてですね、そこに記載させていただきました。第6条のですね、上から3行目、現行、（法第8条の2第17項に規定する）とありますけれども、これについては、法第8条の2第15項に規定するというふうにですね、修正を加えさせていただきたいというふうに思います。この部分についてですね、下線の部分ということで、変更の部分ということで、ご提案申し上げます。附則としてですね、この条例は公布の日から施行するものであります。以上、ご提案申し上げます。よろしくご審議のほどを、よろしくお願いいたします。
議	長	説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。 質疑の発言を許します。 （ありませんの声あり）
議	長	質疑なしと認めます。 これで質疑を終わります。 これから本案に対する討論を行います。 討論の発言を許します。 （原案賛成の声あり）
議	長	これで討論を終わります。 これから議案第56号、更別村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件を採決いたします。 本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。 （異議なしの声あり）
議	長	異議なしと認めます。 したがって、本案は原案のとおり可決されました。
議	長	日程第17、議案第57号、更別村介護保険サービス利用者負担額軽減事業条例の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。 提案理由の説明を求めます。 西山村長
村	長	議案第57号、更別村介護保険サービス利用者負担額軽減事業条例の一部を改正する条例制定の件でございます。更別村介護保険サービス利用者負担軽減事業条例、平成14年更別村条例第11号の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定するものです。理由といたしまして、第6期の介護保険料見直しに係る更別村介護保険条例、平成12年更別村条例第14号の一部改正により、関係する条文の整理を行うため、この条例を制定するものであります。要旨といたしまして、低所得者の居宅サービス利用料の負担軽減を図り、本村での住み慣れた自宅にお

		いての生活支援かつサービスの利用促進を目的に、介護保険料第1段階、生活保護受給者を除く、及び第2段階の適用を受けている者に限定し、本人利用自己負担額の10分の3以内の額を軽減する取り扱いについて、第6期の介護保険料見直しにより、第1段階と第2段階が第1段階に統合されたため、対象者を新第1段階となるよう改正するものであります。次のページをご覧ください。次のページはですね、条例の現行と改正後の文言の部分ですけれども、現行、第4条のですね、下から3行目のですね、第2条第1項第1号及び第2号に規定するとありますが、改正後はですね、ここの第2条第1項第1号のですね、後ろの部分及び第2号の部分です、削除するものであります。附則として、この条例は公布の日から施行するものです。2として、改正後のですね、更別村介護保険サービス利用者負担軽減事業条例第4条の規定はですね、平成27年度分の保険料から適用し、平成26年度以前の年度の保険料については適用しないものとするものです。以上、ご提案申し上げ、ご審議方をよろしくお願い申し上げます。
議	長	説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。 質疑の発言を許します。 (ありませんの声あり)
議	長	質疑なしと認めます。 これで質疑を終わります。 これから本案に対する討論を行います。 討論の発言を許します。 (原案賛成の声あり)
議	長	これで討論を終わります。 これから議案第57号、更別村介護保険サービス利用者負担額軽減事業条例の一部を改正する条例制定の件を採決いたします。 本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議	長	異議なしと認めます。 したがって、本案は原案のとおり可決をされました。
議	長	日程第18、議案第58号、更別村公園設置条例の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。 提案理由の説明を求めます。 西山村長
村	長	議案第58号、更別村公園設置条例の一部を改正する条例制定の件でございます。更別村公園設置条例、平成5年更別村条例第11号の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定するものであります。理由といたしまして、どんぐり公園ふるさとプラザの一部を、十勝農業共済組合南部事業所更別家畜診療所移転新築用地として譲渡するため、並びに施設の位置及び主な施設の名称を改めるため、この条例を制定しよ

うとするものであります。2の要旨といたしまして、1 どんぐり公園
ふるさとプラザの位置の、更別村字更別 147 番 3 を、更別村字更別 147
番地に改め、更別村字更別 147 番 10 を削るものです。2 といたしまし
て、更別農村公園の位置に、更別村字更別 633 番地を加えるものです。
3 として、各施設の位置の番を番地に改め、枝番を削り、主な施設の
内容を整理するものです。次のページをご覧ください。この条例につ
いてですね、現行と改正後についての対照表を載せてあります。更別
農村公園についてはですね、主な施設の名称のところ、改正後には
ですね、児童遊具ということになっております。それとですね、その
下にですね、住所の部分に、更別村字更別 633 番地を加えるものであ
ります。どんぐり公園の項目にいきまして、右側の遊園地と、児童遊
園地と書いてある部分ですけれども、施設の、主な施設の部分を、こ
れを遊具と、児童遊具というふうに修正したいといふふうに思います、
並びにですね、更別村字更別南 5 線 96 番 2、あるいは 95 番 1、1、
1、9 6 番 1 といふように書いてありますけれども、改正後については
ですね、更別村更別南 5 線 96 番ということ、プラムカントリーの部
分についてですね、この部分を削除するということでございます。次
にふるさとプラザの部分でですね、住所のところですね、現行は更
別村字更別 189 番 2 とですね、更別村字更別 189 番 4、これをですね、
新しい改正部分については削除するということですね、それとですね、
更別村字更別 147 番 10 を削除するということです。そして、すいませ
んね、わかりずらいですけども、右側ですね、1 番下にあります更
別村字更別南 4 線 96 番 2、これについても削除ということで、その上
のですね、更別村字更別南 4 線 96 番 1 をですね、1 を取り除いて 96
番地ということで、左側はそれぞれですね、番が番地になっておりま
す。改正部分は下線の部分でございます。なおですね、本条例の改正
に関しまして、本内産業課長よりですね、補足説明をいたさせますの
で、よろしくお願いします。以上、ご提案申し上げます、ご審議の
ほど、よろしくお願い申し上げます。

議 長
産業課長

本内産業課長

それでは私の方から、更別村公園設置条例の一部を改正する条例制
定の件の補足説明をさせていただきます。本件一部改正につきまして
は、提案理由の中でも申し上げたところですが、十勝農業共済組合南
部事業所更別家畜所の移転新築用地として村有地を譲渡するにあた
り、財産処分の手続き上、当該用地を普通財産に種別替えを行うため
に、ふるさとプラザから除外するものでございます。議案資料の最後
のページにですね、本件の資料がございますので、ご参照いただきた
いと存じます。移転候補地の選定経過でございますけれども、同組合
におきましては現状の施設が手狭になり、業務に支障が来している
ということから、移転先を探すべく幹線道路に近い 5,000 m²程度の土地

を条件を村内で物色をしていたところ、適当な候補地がなかったとのことから、昨年12月に村へ相談があったものでございます。当該家畜診療所は、更別、中札内また駒畠の一部を管轄しておりまして、現在は15名の職員が配置されております。本施設につきましては、本村の畜産振興上も重要な施設というふうに認識してございますので、引き続き村内での移転を行っていただきたいという考えからですね、候補地としてリサイクルセンター横の雪捨場、またふるさとプラザ用地、この2箇所を選定してご提案したところでございます。ふるさとプラザ用地につきましては、ふるさとプラザを会場として行われておりますさらべつ大収穫祭、また国際トラクターBAMBA、この2つのイベントの臨時駐車場として、年2回利用されているところでございますけれども、当該地を譲渡した後におきまして、イベントの開催に大きな支障をきたすことはないということから、候補地として選定したものでございます。なお価格につきましては、企業誘致を行う際と同様の価格設定ということでご提案させていただいておりまして、近傍のですね、工業団地の価格等を参考に、坪当たり5,000円という設定をしております。金額にしますと総額で6,868,500円としたところでございます。以上の条件を基にですね、同組合に提示を申し上げ、正式に8月19日付で譲渡要望が提出されているものでございます。なお譲渡に係ります今後のスケジュールでございますが、同組合といたしましては、来年度中の建設を予定しているということから、年内に地質調査を行うことを希望しておりまして、条例改正後に財産種別替え等の手続きを行い、速やかに売買契約を締結したいというふうに考えているところでございます。なお、併せて改正を行います農村公園の番地につきましては、昨年旧更別幼稚園跡地に大型遊具が整備され、公園用地が拡大しておりますことから、新たに字更別633番地を加えるものでございます。さらにですね、位置の表示方法につきまして、これまで何番というふうに表示していたものを、ほかの条例の位置表示との整合性を図るため番地という表現に改めるとともにですね、用地管理上におきまして分筆等が河川改修また道路拡幅等により、分筆等が生じた場合、条例との整合性が取りにくくなるということから、枝番を削るというものでございます。また施設の名称につきましては、先ほど村長の方から申し上げたとおり、児童遊具という表現に改めているものでございます。以上で補足説明を終わります。

議 長

説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。
質疑の発言を許します。

5番 上田さん

5番上田議員

まずですね、この今の説明を受けたように、共済組合の施設云々ということで受けたわけなんですけども、この用地はご承知のとおりでね、平成3年にどんぐり公園の設置条例っていうか、どんぐり公園と

議長
産業課長

してですね、南3線から南6線間、ここを整備されてきたっていう経過がございます。それで、私あの、そこですね、今回の質問はですね、この先ほちょっと説明がありましたけれども、企業誘致があった場合にですね、そこも1つの想定に入ってたということもちょっと聞きましたけども、要するにこの全体をですね、どのように村が考えて、そしてまた企業誘致も含めてですね、今回のこの施設の建設も含めてですね、どのような経過でもって、この公園を今後どういうふうにしていくのかって、そういう経過が何かあったかどうか、お聞きしたいなと思います。

本内産業課長

ただ今ご質問いただいた件でございますけれども、お話ありましたとおり、平成3年にどんぐり公園として一角を整備して管理しているところでございます。この一角の中にはですね、ふるさと館をはじめ、農業試験圃ですね、現在はまあ、旧試験圃という扱いでございますけれども、そういったものを含めた一角として、どんぐり公園のゾーンとふるさとプラザゾーンということで、分けて管理をしているところでございます。今回、ただ今ご質問ありましたその一角をどのようにというようなお話なんですけれども、試験圃の跡地活用につきましても、予てから議会等でもですね、ご意見等をいただきながら現状ですね、農作業試験圃の取り扱いについては特産品の開発に村の方で使用している状態でございます。一部ですね、空いてる土地につきましても希望の農業グループ等にですね、貸付をしているというようなことでございます。将来的にですね、かなり大きな面積のある土地でございまして、利用方法等につきましても検討が必要だという認識はしてございますけれども、今般ですね、この一部分につきましても、のみ取扱いを、売り払いを行うという考えに至ったところでございますけれども、一角を全体という計画は、今のところは持っておりません。このお話につきましても、移転地につきましても村の方から候補地として上げさせていただいたのも、当該用地、同じ一角のどんぐり公園の中、ふるさとプラザの中にはございますけれども、道路を隔てて利用状況がですね、他の公園ゾーン、ファミリー広場ですとか、イベント広場といった芝生で管理しているゾーンとは、若干利用方法等も異なっているというところもございまして、先ほどご説明を差し上げたとおり、年2回のイベントの臨時駐車場としてのみ活用されているようなところでございます。なお、景観上ですね、草刈りは行っているところでございますけれども、芝生等の管理をしているものではございません。そのような利用状況からですね、今般の家畜診療所の移転のお話を受けて、村としてもこの家畜診療所につきましても村内で存続をしていただきたいというような思いもございまして、利便性の、相手方ですね、ご希望に合う場所としてご提案をさせていた

議 長	だいたところでございます。以上でございます。 ほかに質疑はありませんか。
2 番 太田議員	2 番 太田さん
2 番太田議員	更別家畜診療所を譲渡するにあたり、そこでBAMBA等の問題で、口蹄疫等も過去に問題があったと思うんですが、そこに譲渡して新築するにあたって、問題がないと判断した理由は何ですか。
議 長 産業課長	本内産業課長
	ご質問の意図は、口蹄疫等の伝染病の対策ということでよろしいでしょうか。口蹄疫等の、当然家畜伝染病に関しましては、大きな問題でございますので、当該農業共済組合様、当然そういったところの安全対策は十分とらなければならない施設であるというように認識をしてございます。イベントの開催にあたりましてですね、更別村の基幹産業である農業というところもございまして、家畜が直接移動するというようなイベントはないんですけれども、イベントの際にはですね、出入り口のところに消石灰を撒かせていただいたり、というような防疫体制は整えているところでございます。今般出入り口、イベントを行う際にはですね、国道からの出入り口また南3線からの出入り口につきましても、消石灰等撒いてイベントの方は開催しているというような状況でございます。家畜、このなんて言いますか、家畜診療所が移転されてくることによって、家畜伝染病が増えるというようなことにはないというふうに認識しております。
議 長	ほかに質疑ありませんか。
1 番 安村議員	1 番 安村さん
1 番安村議員	ちょっとあの、確認事項も含めてご質問させていただきたいと思うんですけれども、今どんぐり公園の部分の農済への譲渡ということでのご提案がございましたけども、そもそもの先ほどの上田議員も質問があったように、いわゆるその、ふるさとプラザ構想の中で、進める中で、突拍子もなく我々としては農済という第3者機関の部分が入ってくるという押さえ方は、どうも十分な理解ができないというのが、現状の判断でございます。それとともにですね、今、ファミリー広場関係は、中学生の子どもたちのサッカー場や何かで試合やったり、練習したりっていうこともあったり、ちょっと私、正式名称、次の段階で認知していないで申し訳ないんですけれども、旧個人住宅の関係の、今の利用価値の部分も含めて、ちょっと小さい子だとかいろんな部分が入りしているっていう関係上ですね、それらのものの今までの行動の利用価値も含めてですね、やはりあの、農済になってしまいますと、かなり規模も大きくしたいっていうこともあったり、やはり家畜をここに搬入してきて、大きな手術だとかいろんな部分も当然発生すると思われるので、それらの部分の対策、対応等についてですね、どのような対策を講じているのか、基本的には口蹄疫もあるかもしれ

ませんけども、そういう事故防止も含めてっていう、それと環境に配慮した、いわゆる家畜を多分手術したり何だりっていう、そういう目にあたる部分も出てくる可能性がありますので、それらの展開についてどう捉えているのか、ちょっとご回答いただければありがたいと思いますけれども。

議長
産業課長

本内産業課長

ただ今ご質問頂いた部分でございますけれども、当該家畜診療所の業務自体がですね、ふるさとプラザ全体の利用の方に影響する対策について、ということではよろしいかと思うんですけれども、ご存知のとおり、ふるさとプラザにつきましては、サッカー場の芝生のある部分とイベント広場というようなところがございまして、そちらの方は一般の方にいろいろご利用いただいているところでございます。旧個人住宅の、今はサッチャル館という名称で、福祉関係で利用してるところでございますけれども、そちらの方につきましても、今お話したとおりの利用状況になってございます。安全対策等のお話かなというふうに思っておりますけれども、実際の業務、この後どのような安全対策をとるかというところの具体的なお話まで、まだ先方様の方と詰めていないところも正直でございます。ただですね、当然周辺の利用状況等は、こちらの方からの要望としても、安全対策については十分気をつけた施設整備を行っていただきたいということは、申し上げていきたいというように考えてございます。万が一そういった対策が不十分であるというような施設になりました場合につきましても、こちらの方から、村の方からですね、そういった安全対策については求めていきたいと。これから設置するものでございますので、最初のそのあたりは十分、村の意向というのもお伝えした中での施設整備に努めていただきたいということを要望していきたいと考えております。

議長

ほかに質疑

5番 上田さん

5番上田議員

先ほどですね、経過についてはわかりました。ただですね、これは1つの考え方としてですね、今ふるさとプラザそれからプラムカントリー、これ含めてどんぐり公園っていうことになってるわけなんですけども、やはりですね、この公園自体がですね、どのような形で将来もっていくのか、そしてまた、全体構想の中でですね、やっぱりやってくべきなんだろう、今ご承知のように、プラムカントリーの方だったら、入場者数が少なくなってきたとか、いろいろ問題っていうかね、いろいろ議論しなきゃなんないところっていうのはたくさんあると思うんですよね。その中で、今のふるさとプラザの方もやはり同じなのかな、そこには体験農場ということで、旧試験圃だと思うんですけども、その利活用それから今後どういうふうにしてくんだよ、

そういったこともやっぱり議論していかなきゃなんない、って私は思うわけなんです。ですから、この公園施設にあってはですね、切り売りじゃなくて、要するに全体構想をつかまえた中で、この部分についてはこういう感じでいきましょう、この部分についてはこうでしょう、ってというような感じで、やっぱり計画を練っていくのが筋でないのかなっていうふうに思ったもんですから、経過とそれからそういうことを聞いた訳なんですけども、その辺どのように考えてるのでしょうか。

議長
産業課長

本内産業課長

ただ今ご質問いただいた件でございます。仰るとおり、構想につきましては土地利用を一体的なものとして考えていかなければならないというように、私どもも理解はしているところでございます。現状のですね、ふるさとプラザ出来上がって、どんぐり公園からふるさとプラザ出来上がってから相当年数経過している中にありまして、本件の場所につきましては、利用状況等を勘案したところ、今般家畜診療所の移転につきましては、農済組合でも喫緊の課題というようにご相談を受けておりまして、構想、村の構想云々、これから、先ほど構想は全体的なものはないというふうにお伝えしたところでございますけれども、そういったものをですね、足並みを揃えながら進めていくのが難しいというように感じたところでございます。その中でですね、当該一角につきましては、利用状況また道路で分断されているということもございまして、現存のですね、ファミリー広場等々の利用状況に差異があるといえますか、利用方法が異なっているという様な現状から、部分的ではございますけれども、譲渡の方をしたいというように考えたところでございます。

議長

ほかに質疑。

5番 上田さん

5番上田議員

家畜診療所があそこに建つからどうのこうのって言ってるわけではなくて、要するに村の財産ですから、将来的に私は常に、職員でもありましたけども、ちょっと偉そうに言って申し訳ありませんけども、10年先、20年先をやっぱり見据えて、事業っていうのは展開しなければなんないんだろうっていうふうに思っております。今もそれは変わりありませんけども。そうした中でですね、やはりあの、全体構想がない中で、それをやっちまって本当にいいんだろうかっていうのが、素朴な疑問としてですね、私は思うんです。更別は確かに基幹産業、農業ですから、しかも酪農のことを考えれば当然それは必要だっていうこと、これも十分わかるんです。ただそうじゃなくて、それもそうなんですけども、要するにそこに至った背景ですね、要するに至った背景というよりも、やはりこれを将来、この場所をどのような形で、どのようにしていくんだよっていうのがなければ、そういうことをやってしまったら、何か拙速のような気がするんですけども、そこをち

議長
副村長

よっとあの、お聞きしているんです。

森副村長

ただ今、家畜診療所の移転、新築ということで、今回のですね、選定場所についてはですね、この公園の設置目的からですね、一番影響が少ないという部分の中で設置をしていただいたということでございます。ただ、全体、公園としての全体の、これからのですね、構想等でありましても、今現在は試験圃等、かなり広大な用地がございます。現実的にはですね、アグリチャレンジャー事業で一部、それからトラクターBAMBAで一時的な使用という形になってございます。当初の目的とはですね、違った形になっているのかなというふうに感じております。今後ですね、この広大な用地をですね、有効に利用していかなきゃならないということでですね、今後ですね、どのような利活用が可能なのか、公園ということもありますけれども、公園から離れてでもですね、そういう事業を新たな事業にもですね、対応できないかということも含めてですね、これからですね、担当課も含めてですね、全庁上げてですね、また皆さんのご意見等もいただきながらですね、進めていければですね、いいかなというふうに考えております。よろしく願いいたします。

議長

ほかに質疑はありませんか。

6番 村瀬さん

6番村瀬議員

先ほど議員からそれぞれ出てますけれど、同じような私も質問の中身になると思います。まず全体構想がない、そして今、副村長仰るように、さほど公園としては影響が少ない、でその当初の目的に添っていない部分もある、というようなことが、結局全体構想がない、すべての、ここに設置することになってしまってる、要するにもう、造ったら戻れないということについて、何ら答弁になってないような気がするんですけど、その辺のところのもしお答えができるならば、もう少しね、こうしたい、だからここにこうするというような話にしていけないと、ちょっと問題が違う方向に向かって行くような気がしますけど。

議長

答弁調整のため、休憩をいたします。暫時休憩をいたします。

(14時08分)

議長

休憩前に引き続き会議を開きます。

(15時13分)

西山村長

村長

大変ご迷惑をお掛けしておりますけれども、第58号の件につきましてですね、私の方からお答えをさせていただきたいというふうに思います。まずはですね、この間、この件に関しましてですね、昨年、今年度ですか、3月のご説明以来ですね、一切説明がなされていなかったということとですね、新しい議員の皆さん、あるいはですね、今年度に入ってはですね、そういう形がなかったということで、大変説明

不足であったということで、この場をお借りしてですね、深くお詫びを申し上げたい、大変申し訳ありませんでした。続いてですね、先ほど来ですね、懸案についてですけれども、一応村としましてはですね、平成3年にですね、いわゆる公園ということでですね、調整ということでしたが、あそこの部分について利活用等ですね、いろんな形で論議されてきました。しかしながらですね、今日に至るまでですね、なかなかふるさと館あるいはそのほかの部分を除いてですね、効果的な利活用が出来なかったというところもあります。いうようなこともありまして、今、農済の部分に、診療所の部分についてですけれども、今後ですね、いろいろな形で活用ということもあるんですけれども、村としてはですね、あの土地の部分についてはですね、活用をですね、今後ですね、ないものと、活用がないっていうんですか、今後予定をしております。したがってですね、今回ですね、企業誘致ではありませんけれども、農済からですね、診療所を建てたいということで、適切な土地を探してほしいということがあったんですけれども、村としてはですね、そこの部分の土地をですね、公園からですね、いわゆる行政財産の部分から普通財産の部分に移してですね、農済の方に譲渡したいと。それはですね、酪農家の、あるいは農業振興等の一環もありましてですね、その部分について建設していただくことが妥当ではないかというふうに考えます。ただ、上田議員のご指摘があったようにですね、あそこを全体としてですね、全体構想がないのではないか、というようなご指摘もありました。その部分についてはですね、率直なところ申し上げて、ありません。この部分についてはですね、検討してですね、全体を含めてですね、利活用について考えていかなければいけませんし、今回策定される総合戦略あるいはですね、次期の総合計画の中でですね、しっかりとした利活用の部分ですね、考えていかなければいけないのかなっていうふうに考えております。なおですね、あそこに診療所がですね、建設されるような場合ですね、これは農済の方とですね、先程から太田議員、あるいは安村議員、村瀬議員さんのほうからもですね、ご指摘ありましたとおり、防疫関係、あるいはイベントの関係、あるいはいろいろなですね、道路の設置、あるいは子どもとのですね、いろんなサッカー場とか、いろんなあれがあるわけですが、些細についてはですね、農済とですね、きちんとした協議をですね、進めていきたいというふうに思います。きめ細かなですね、部分についてですね、皆さんが懸念されている内容、あるいは村としてですね、きちんとですね、要望を出してですね、その部分でしっかりとそれを提示して、話し合いをしながら、十分納得できるようなですね、部分を重ねてですね、契約をですね、結んでいきたいというふうに考えております。ということでですね、今回原案とおりですね、議案の58号についてはですね、公園条例のですね、一部

		を改正するという事で、議員の皆さん方に再度お願いしたいというふうに思います。以上でございます。
議	長	質疑はありませんか。 (ありませんの声あり)
議	長	これで質疑を終わります。 これから本案に対する討論を行います。 討論の発言を許します。 (原案賛成の声あり)
議	長	これで討論を終わります。 これから議案第 58 号、更別村公園設置条例の一部を改正する条例制定の件を採決をいたします。 本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議	長	異議なしと認めます。 したがって、本案は原案のとおり可決されました。
議	長	日程第 19、議案第 59 号、北海道市町村職員退職手当組合理約の変更の件を議題といたします。 提案理由の説明を求めます。 西山村長
村	長	議案第 59 号、北海道市町村職員退職手当組合理約の変更の件でございます。地方自治法、昭和 22 年法律第 67 号、第 286 条第 1 項の規定により、北海道市町村職員退職手当組合理約を別紙のとおり変更するものであります。1 の理由といたしまして、道央地区環境衛生組合、南渡島青少年指導センター組合、西十勝消防組合、北十勝消防事務組合、東十勝消防事務組合及び南十勝消防事務組合が解散脱退し、十勝広域消防事務組合が新たに加入することに伴い、北海道市町村職員退職手当組合から規約別表の一部変更について及び規約の左横書きへの改正についての協議の申し出があったことから、地方自治法第 290 条の規定により議会の議決を求めるものであります。要旨といたしまして、1、組合理約別表の組合を組織する市町村及び市町村の一部事務組合名から道央地区環境衛生組合、南渡島青少年指導センター組合、西十勝消防組合、北十勝消防事務組合、東十勝消防事務組合、及び南十勝消防事務組合を削り、とかち広域消防事務組合を追加するものです。2、本組合理約を縦書きから左横書きに改めるものです。次ページをお開きください。次ページについてはですね、規約について詳細が書かれています。附則としましてですね、施行期日及び規約のですね、左横書きについてですね、記載をされております。お目通しを願いたいというふうに思います。以上、ご提案申し上げ、ご審議方よろしくお願い申し上げます。
議	長	説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

議	長	質疑の発言を許します。 (ありませんの声あり) 質疑なしと認めます。 これで質疑を終わります。 これから本案に対する討論を行います。 討論の発言を許します。 (原案賛成の声あり)
		これで討論を終わります。 これから議案第 59 号、北海道市町村職員退職手当組合理約の変更の件を採決をいたします。 本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議	長	異議なしと認めます。 したがって、本案は原案のとおり可決されました。
議	長	日程第 20 号、議案第 60 号、北海道市町村総合事務組合理約の変更の件を議題といたします。 提案理由の説明を求めます。 西山村長
村	長	議案第 60 号、北海道市町村総合事務組合理約の変更の件でございます。地方自治法、昭和 22 年法律第 67 号、第 286 条第 1 項の規定により、北海道市町村総合事務組合理約を次のように変更するものであります。理由といたしまして、道央地区環境衛生組合、南渡島少年指導センター組合、東十勝消防事務組合、北十勝消防事務組合、西十勝消防組合、及び南十勝消防事務組合の解散、池北三町行政事務組合の脱退、とかち広域消防事務組合の加入、東十勝消防事務組合の解散により、幕別町、豊頃町、池田町及び浦幌町に消防団員事務が、北十勝消防事務組合の解散により音更町、士幌町、上士幌町及び鹿追町に消防団員事務が、西十勝消防組合の解散により、清水町、芽室町及び新得町に消防団員事務が、南十勝消防事務組合の解散により、広尾町、大樹町、更別村及び中札内村に消防団員事務が、池北三町行政事務組合の消防事務廃止に伴い、足寄町、本別町及び陸別町に消防団員事務がそれぞれ継承されることによる加入に伴う組合理約の変更について、北海道市町村総合事務組合から規約の一部変更についての協議の申し出があったことから、地方自治法第 290 条の規定により議会の議決をもとめるものであります。要旨といたしましては、(1) に書かれております脱退するですね、組合等の文言を削り、とかち広域消防事務組合を加えるものでございます。2 ページにいきまして、(2) これも同じくですね、先ほど申し述べました部分についてですね、削る部分とですね、加筆するということで、とかち広域消防団事務組合を加えるということであります。3 ページの、次のページでございますけれど

		も、その部分についてはですね、一部変更する規約の部分について書かれておりますが、これについてはお目通しをお願いいたしたいというふうに思います。附則につきまして、この規約は地方自治法、昭和22年法律第67号、286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行するものです。ただし、別表第1、第2条関係、十勝総合振興局の項中の改定規定、（とかち広域消防事務組合を加える改正規定を除く）、別表第2、第3条関係、1から7の項の共同処理する団体欄中の改正規定及び別表第2、第3条関係、9の項の共同処理に関する団体欄中の改正規定（道央地区環境衛生組合、南渡島青少年指導センター組合を削る改正規定及びとかち広域消防事務組合を加える改正規定を除く）は、平成28年の4月1日から施行するというようになっております。以上、ご提案申し上げ、ご審議方よろしくお願い申し上げます。
議	長	説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。 質疑の発言を許します。 （ありませんの声あり）
議	長	質疑なしと認めます。 これで質疑を終わります。 これから本案に対する討論を行います。 討論の発言を許します。 （原案賛成の声あり）
議	長	これで討論を終わります。 これから議案第60号、北海道市町村総合事務組合規約の変更の件を採決いたします。 本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。 （異議なしの声あり）
議	長	異議なしと認めます。 したがって、本案は原案のとおり可決をされました。
議	長	日程第21、議案第61号、北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更の件を議題といたします。 提案理由の説明を求めます。 西山村長
村	長	議案第61号、北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更の件でございます。地方自治法、昭和22年法律第67号第286条第1項の規定により、北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約を次のように変更するものであります。1の理由といたしまして、北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約第1条の整備及び道央地区環境衛生組合、南渡島青少年指導センター組合、東十勝消防事務組合、西十勝消防組合、南十勝消防事務組合及び北十勝消防事務組合が解散脱退し、とかち広域消防事務組合が新たに加入することに伴い、北海道町村議会議員公務災害補償等組合からの規約の一部

変更について協議の申し出があったことから、地方自治法第 290 条の規定により議会の議決を求めるものであります。2 要旨といたしまして、1 組合規約第 1 条の整備、2 組合規約別表第 1 から、道央地区環境衛生組合、南渡島青少年指導センター組合、東十勝消防事務組合、西十勝消防組合、南十勝消防事務組合及び北十勝消防事務組合を削り、とかち広域消防事務組合を加えるものであります。次のページをお開きください。附則の前段部分については、お目通しをよろしくお願いいたします。附則といたしまして、この規約は、地方自治法第 286 条の 1 項の規定による総務大臣の許可の日から施行することとなります。ただし、第 1 表の改正規定中、東十勝消防事務組合、西十勝消防組合、南十勝消防事務組合、北十勝消防事務組合を削る部分は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する、ということになります。以上、ご提案申し上げます。ご審議方よろしくお願いいたします。

- | | | |
|---|---|---|
| 議 | 長 | 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。
質疑の発言を許します。
(ありませんの声あり) |
| 議 | 長 | 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから本案に対する討論を行います。
討論の発言を許します。
(原案賛成の声あり) |
| 議 | 長 | これで討論を終わります。
これから議案第 61 号、北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更の件を採決いたします。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(異議なしの声あり) |
| 議 | 長 | 異議なしと認めます。
したがって、本案は原案のとおり可決をされました。 |
| 議 | 長 | 日程第 22、議案第 62 号、平成 27 年度更別村一般会計補正予算（第 3 号）の件を議題といたします。
提案理由の説明を求めます。
西山村長 |
| 村 | 長 | 議案第 62 号、平成 27 年度更別村一般会計補正予算（第 3 号）の件でございます。第 1 条、歳入歳出予算の総額にそれぞれ 42,562 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出 4,884,019 千円とするものであります。以下、お目通しをお願いするものであります。今回の補正に関しまして、主なものといたしましては、歳入にあっては普通交付税、総務費、国庫補助金等の歳入調整を行うものでございます。歳出にあっては、マイナンバー制度導入に係る機器購入、負担金、財政 |

議 長
副 村 長

調整基金積立金、地方版総合戦略事業費ほか、所要の補正を行うものでございます。なお、森副村長に補足説明をいたさせます。よろしくお願い申し上げ、提案説明とさせていただきます。

森副村長

それではですね、私の方からですね、平成 27 年度更別村一般会計補正予算第 3 号について、補足説明をさせていただきます。まず最初にですね、21 ページをお開きください。補正予算給与費の明細書でございます。まず特別職でございますけれども、その前にですね、給与費に関しましてはですね、補正予算全般に係る事項でありますので、先にですね、説明をさせていただきます。1 の特別職でございますけれども、比較の欄、長等につきましてはですね、1 名の増となっているところでございます。給与費におきましてはですね、8,143 千円の増、共済費におきましては 1,510 千円の増、合計で 9,653 千円の増となっているところでございます。この理由でございますけれども、今年度の 4 月 1 日施行のですね、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正により、今まで一般職に含まれておりました教育長職がですね、特別職となったことによります増でございます。続きまして、22 ページをお開きください。一般職でございます。比較の欄でございますけれども、職員数はマイナスの 3、給与費におかれましては 17,591 千円の減でございます。共済費については 4,422 千円の減、合計で 22,013 千円の減となっているところでございます。これにつきましてはですね、先ほど特別職でも申し上げましたけれども、今まではこの一般職の方に特別職が入ってございました。それらの分とですね、職員の異動に伴うものの減となっているところでございます。それからその下の職員手当等の内訳についてはですね、お目通しをお願いいたします。23 ページの(2)給与及び職員手当等の増減額の明細、24 ページの(3)の給料及び職員手当の状況、25、26 ページの 3 の給料及び職員手当等の科目別内訳については、お目通しをよろしくお願いいたします。続きまして、歳出の方からですね、説明をさせていただきます。11 ページをお開き願います。11 ページですけれども、款 1 議会費、項 1 議会費、目 1 議会費、5,655 千円の減とし、51,782 千円とするものでございます。説明欄(1)職員等の人件費でございますけれども、いずれにしてもですね、職員の異動等に伴う減額補正となつてございます。給料、2 の給料でありますけれども、2,601 千円の減、それから職員手当等で 1,350 千円の減、4 の共済費におきましては 968 千円の減、19 の負担金補助及び交付金については 736 千円の減となつてございます。なおですね、この負担金補助及び交付金、職員の退職手当組合の負担金でありますけれども、異動等に加えてですね、負担金率が 20% から 19%に変更されたことについてもですね、含まれた減額補正となつてございます。続きまして、款 2 総務費、26,743 千円を追加し、

985,046 千円とするものでございます。主な内容でございますけれども、項1 総務管理費、目1 一般管理費、7,916 千円の減でございます。547,666 千円とするものでございます。説明欄(1) 総務管理一般事務経費、703 千円の追加でございます。主な内容でございますけれども、一番下の18 備品購入費でございます。605 千円でございますけれども、これにつきましては前村長、前議長等の肖像画の購入代というふうになってございます。次のページ、12 ページをお開きください。(2) 情報処理管理事務経費 6,032 千円の追加でございます。19 負担金補助及び交付金、北海道自治体情報システム協議会負担金でございますけれども、これにつきましては、セキュリティシステムの構築に伴う負担金の追加補正ということでございます。続きまして同じく説明欄(4) 職員等の人件費、15,562 千円の減でございます。これにつきましては職員の異動等に伴うものでございます。2 の給料で 6,872 千円の減、3 の職員手当等で 3,258 千円の減、4 の共済費で 2,077 千円の減、19 の負担金補助及び交付金で 3,355 千円の減でございます。(5) 社会保障税番号制度整備事業 970 千円の追加でございます。マイナンバー制度の整備等に伴い、追加補正をするものでございます。13 の委託料でOA機器保守点検委託料として 382 千円の追加、18 の備品購入費で 588 千円の追加でございますけれども、これについてはですね、サーバーの購入費というかたちになってございます。目4 地方振興費、5,000 千円を追加し、197,259 千円とするところでございます。(1) ふるさと創生事業、3,000 千円の追加でございます。これにつきましては、地方創生上乗せ交付金等の対象事業として実施するものでございます。商店街の活性化事業として追加するものでございます。(2) 地方版総合戦略事業、2,000 千円でありますけれども、これにつきましても、地方創生上乗せ交付金対策事業として実施するものでございます。13 の委託料、内容でございますけれども、地方版総合戦略に向けた後援会等の開催に伴う講師料として計上したものでございます。13 ページをお開きください。目10 財政調整基金費 32,214 千円を追加し、59,693 千円とするものでございます。説明欄(1) 財政調整基金積立金でございますけれども、25 の積立金、財政調整基金積立金積増分でございます。これにつきましてはですね、前年度繰越分の2分の1の積立ということで、ルール分の積増でございます。項4 選挙費、2,886 千円を減額し、5,578 千円とするところでございます。目3 道知事道議会議員選挙費、1,486 千円を減額し、2,466 千円とするものです。説明欄(1) 道知事道議会議員選挙経費でございますけれども、いずれもですね、執行残の減額補正という内容でございます。1 の報酬費で 22 千円、3 の職員手当で 1,094 千円、9 の旅費で 42 千円、需用費で 89 千円、次のページにいきますけれども、14 ページになりますけれども、役務費で 85 千円、委託料で 90 千円、備品購入費で 64 千円、それぞれ減額補正をするも

のでございます。目4 村長村議会議員選挙費、1,400 千円の減とし、2,458 千円とするところであります。説明欄(1) 村長村議会議員選挙経費でございますけれども、これにつきましてもですね、執行残の減額補正をするものでございます。1 の報酬で37 千円、3 の職員手当等で885 千円、旅費で30 千円、11 の需用費で119 千円、12 の役務費で270 千円、13 の委託料で59 千円、それぞれ減額補正をするものでございます。15 ページをお開きください。15 ページ、款3 民生費、4,028 千円を追加し、576,804 千円とするものです。主な内容でございますけれども、項1 社会福祉費、目1 社会福祉総務費、1,882 千円を追加し、192,298 千円とするものでございます。説明欄(2) の国民健康保険特別会計事業勘定繰出金財源補てん分、1,947 千円でございますけれども、これにつきましては、過年度過誤納還付金支出財源不足が生じたために、追加補正をするものでございます。目2 福祉の里総合センター費、536 千円を追加し、59,475 千円とするものでございます。説明欄(1) 福祉の里総合センター維持管理経費、240 千円でございますけれども、18 の備品購入費でテレビ1 台、それから乾燥機2 台を購入しております。これが234 千円となっております。それから(2) の健康増進室運営事業、296 千円の追加でございますけれども、11 の需用費、修繕費でございます。これにつきましてはエアコンを修繕することに伴います追加補正となっております。16 ページをお開きください。項2 児童福祉費、目1 児童福祉総務費、これにつきましてはですね、補正額はございません。一般財源から特定財源への財源振替でございます。中身につきましてはですね、児童福祉施設のですね、ソフト事業について過疎債を適用するものでございます。続きまして項3 老人福祉費、目2 老人福祉センター費、1,512 千円を追加し、49,079 千円とするものでございます。説明欄(1) 老人福祉センター維持管理経費でございますけれども、内容につきましては、11 需用費、修繕費ということで、主にですね、温泉関連機器の修繕が主たる補正の内容でございます。続きまして、款4 衛生費、1,051 千円を追加し、332,879 千円とするものでございます。主なものでございますけれども、項1 保健衛生費、目2 予防費、2,400 千円を追加し、9,553 千円とするものでございます。説明欄(1) 予防接種事業経費、2,400 千円でございますけれども、これにつきましてもですね、地方創生上乗せ交付金対象事業として計上するものでございます。まず13 の委託料でございますけれども、予防接種委託料でありますけれども、これにつきましてはですね、2,100 千円更別村国保診療所に支払うべきものでございます。それから19 の負担金補助及び交付金の300 千円でございますけれども、これもですね、インフルエンザの予防接種助成金でありますけれども、これにつきましては村外の医療機関接種分として計上するものでございます。続きまして17 ページ、目4 診療費、126 千円の減とし、137,344 千円とす

るものでございます。説明欄(1)特別会計診療施設勘定繰出金の減額でございます。これにつきましてはですね、先ほどインフルエンザの予防接種実施というふうにお話しましたが、診療所におけるインフルエンザ予防接種の診断料の増が見込まれることからですね、繰出金 126 千円を減額補正するものでございます。項4下水道費、目1下水道費、1,223 千円を減額し、87,775 千円とするものでございます。説明欄(1)公共下水道事業特別会計繰出金でございます。これにつきましてはですね、職員の異動に伴いまして、人件費の減がございました。繰出金を減額するものでございます。続きまして、款6農林水産業費、5,046 千円を追加し、994,115 千円とするものでございます。項1農業費、目1農業委員会費、3,298 千円を追加し、27,081 千円とするものでございます。説明欄(1)職員等の人件費でありますけれども、職員の異動に伴います追加補正を行うものでございます。給料で1,491 千円の追加、3の職員手当等で1,157 千円の追加、それから4の共済費で482 千円の追加、19の負担金補助及び交付金で168 千円、各々追加補正をするものでございます。目2農業費、1,021 千円を追加し、176,283 千円とするものでございます。説明欄(1)農業振興基金積立金でございますけれども、利子分といたしまして21 千円、それから寄附分でございますけれども、これは毎年JAさらべつよりの寄附でございます。1,000 千円でございます。併せて1,021 千円を追加するものでございます。18 ページをお開きください。目5畜産業費、478 千円を追加し、47,784 千円とするものでございます。説明欄(1)村営牧場整備事業でございますけれども、12の役務費、登記事務嘱託手数料でございます。村営牧場の看視舎の地目がですね、現在も畑となっておりますことから、分筆をし、宅地へ地目変更をする予定となっております。目6ふるさとプラザ費、232 千円を追加し、25,772 千円とするものでございます。説明欄(1)ふるさと館維持管理経費でございます。18の備品購入費、シュッレーダー1台を更新するものでございます。下にいきまして、款7商工費、目1商工費、目3観光費、2,625 千円を追加し、44,186 千円とするものでございます。説明欄(1)観光・物産総合振興事業でございますけれども、これにつきましてもですね、地方創生上乗せ交付金の対象事業として実施するものでございます。更別農業高校とですね、連携をした特産品の開発、調査等に追加補正をするものでございます。19 ページ款8土木費、項3住宅費、目2民間住宅整備費、3,500 千円を追加し、28,920 千円とするものでございます。説明欄(1)民間住宅建設促進事業でございますけれども、これにつきましても地方創生上乗せ交付金の対象事業として実施するものでございます。19の負担金補助及び交付金で民間住宅建設費の助成という内容になってございます。村内のですね、新築分については2件、それから村外の移住者については1,500 千円をみてるところでござい

ます。款 10 教育費、5,224 千円を追加し、389,925 千円とするものでございます。項 1 教育総務費、目 1 教育委員会費、1,871 千円を追加し、32,899 千円とするものでございます。説明欄(1)更別農業高校生生徒確保支援事業でございます。1,871 千円の追加でございますけれども、各種のですね、生徒確保対策助成をしておりますけれども、今回はですね、路線バスの利用者がですね、見込みよりもですね、増加したことに伴いまして、19 の負担金補助及び交付金をですね、追加補正するものでございます。目 2 事務局費、3,430 千円を追加し、128,123 千円とするものでございます。説明欄(1)職員等の人件費でございますけれども、これにつきましても異動等に伴います補正を各々するものでございます。2 の給料で 2,150 千円、3 の職員手当てで 1,814 千円の追加、それから 19 の負担金補助及び交付金につきましては、534 千円を減額するものでございます。以上、歳出について説明を終わらせていただきます。続きまして、歳入の方を説明させていただきます。歳入は 7 ページになります。歳入 7 ページでございます。款 1 村税、項 1 村民税、目 1 個人、8,216 千円を追加し、217,734 千円とするものでございます。現年課税分でございます。所得税の伸びが見込まれることから、今回追加補正を行うところでございます。項 2 固定資産税、目 1 固定資産税、5,474 千円を追加し、245,255 千円とするものでございます。現年課税分でございます。これにつきましてはですね、住宅用地の負担調整措置、平成 26 年特例廃止によります増、それから新築家屋の増が見込まれること、太陽光パネルの設置等が見込まれることからですね、5,474 千円を今回追加補正をさせていただくところでございます。項 3 軽自動車税、目 1 軽自動車税、638 千円の減とし、8,807 千円とするものでございます。現年課税分でございます。これにつきましては、軽自動車、それから二輪車、バイクですね、その増税がですね、今年度 4 月 1 日となっておりますけれども、二輪車のバイクの増税がですね、延期となったためにですね、今回 638 千円を減額させていただくものでございます。款 9 地方交付税、項 1 地方交付税、目 1 地方交付税、76,864 千円を追加し、2,132,561 千円とするものでございます。普通交付税でございます。これにつきましては、交付税決定額の増に伴ないまして、今回追加補正を行うものでございます。続きまして款 13 国庫支出金、項 2 国庫補助金、次のページにいきます。目 1 総務費国庫補助金、10,000 千円を追加し、18,658 千円とするものでございます。これにつきましては、10,000 千円でございます。地方創生上乗せ交付分としてですね、10,000 千円を見込むものでございます。款 14 道支出金、項 2 道補助金、失礼いたしました、あ、いいですね、項 2 道補助金、主なものでございますけれども、目 4 農林水産業費道補助金 335 千円の減額とし、133,241 千円とするところでございます。農業委員会の交付金でございますけれども、これにつきましては、交付決定

に伴いまして今回減額補正をさせていただくものでございます。項3 委託金、目1 総務費委託金、465 千円を追加し、9,924 千円とするものでございます。説明欄でございますけれども、道知事道議会議員選挙委託金でございますけれども、道基準額に基づきまして算定額が増となりましたことに伴いまして、追加補正をするものでございます。款15 財産収入でございます。7,113 千円を追加し、30,219 千円とするものでございます。主なものでございますけれども、項1 財産運用収入、目2 利子及び配当金、245 千円を追加し、8,069 千円とするものでございます。説明欄でございますけれども、農業振興基金積立金預金利子21 千円、それから出資配当金でございますけれども、224 千円をそれぞれ追加するものでございます。項2 財産売払収入、目1 不動産売払収入、6,868 千円を追加し、16,533 千円とするものでございます。説明欄、村有地売払収入でございますけれども、これにつきましては、十勝農済の移転に伴いまして、土地を売払いするものでございます。6,868 千円を追加するものでございます。続きまして、9 ページ、款16 寄附金、1,069 千円を追加し、1,075 千円とするものでございます。項1 寄附金、目1 総務費寄附金でございますけれども、69 千円を追加し、70 千円とするものでございます。説明欄、協働のまちづくり基金指定寄附金でございますけれども、2 名の方から寄附があったことに伴いまして、追加補正をするものでございます。目4 農林水産業費寄附金、1,000 千円を追加し、1,000 千円とするものでございます。説明欄、農業振興基金指定寄付金でございますけれども、先ほど説明いたしましたけれども、毎年ですね、JA さらべつの方から 1,000 千円の寄附をいただいているところでございます。款17 繰入金、170,296 千円を減額し、399,265 千円とするものでございます。項1 基金繰入金、目1 財政調整基金繰入金、170,242 千円の全額を減額するものでございます。説明欄でございますけれども、この内容でありますけれども、地方交付税それから前年度繰越金、臨時財政対策債等、収入増加に伴いまして、基金繰入金を全額減額するものでございます。続きまして、款18 繰越金、項1 繰越金、目1 繰越金 64,426 千円を追加し、114,426 千円とするものでございます。説明欄、前年度の繰越金でございます。款19 諸収入、次のページ、10 ページにいきます。項5 雑入、目5 雑入、819 千円を追加し、49,928 千円とするものでございます。説明欄でございますけれども、農業者年金業務の委託金、これにつきましては、再算定に伴いまして 415 千円を追加補正するものでございます。それから事業分量配当金でございます、これにつきましては、村と森林組合との契約金額による配分でございます。404 千円を追加するものでございます。続きまして、款20 村債、39,385 千円を追加し、744,233 千円とするものでございます。項1 村債、目1 過疎対策債、14,100 千円を追加し、595,900 千円とするものでございます。内容につきましては

		ですね、国営事業で 100 千円、それから児童福祉施設活動事業で 14,000 千円を追加するものでございます。目 2 臨時財政対策債、25,285 千円を追加し、148,333 千円とするものでございます。臨時財政対策債でありますけれども、これにつきましては算定額の追加補正によりまして、今回追加を行うものでございます。続きまして、4 ページをお開きください。4 ページ、第 2 表地方債補正でございます。変更でございます。過疎対策事業債でございますけれども、補正前 581,800 千円、補正後 595,900 千円ということで、14,100 千円を追加するものでございます。先ほど説明いたしました国営事業で 100 千円、それから児童福祉施設の活動事業で 14,000 千円、それぞれ追加をして、595,900 千円とするところでございます。それから臨時財政対策債でございますけれども、補正前が 123,048 千円、補正後でございますけれども、25,285 千円を追加し、148,333 千円とするものでございます。合計で 704,848 千円から 744,233 千円とするものでございます。以上、一般会計の補足説明を終わらせていただきます。
議	長	説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。質疑の発言を許します。
		6 番 村瀬さん
6 番	村瀬議員	歳出のですね、12 ページなんですが、総務費かな、総務費のですね、社会保障税番号制度整備事業、ここで 970 千円の追加補正がありますが、これの、以前でしたらこのナンバー制度の整備事業については、国保の補助があったんですけど、これについてはいかがなんでしょうか。
議	長	吉本総務課長
	総務課長	当初予算にもですね、補助金と国が全額補助するものと、半分のものと、当初予算には載ってますけれども、今回は中間サーバー管理端末及び消防情報読み取り装置 2 台について、備品購入として買うことと、13 委託料につきましては、その設置調整と保守の追加となっております。以上でございます。
議	長	ほかに質疑はありませんか。
		6 番 村瀬さん
6 番	村瀬議員	19 ページ、歳出の 19 ページですけど、款 10 教育費の中ですが、目 1 の教育委員会費、その中に更別農業高等学校生徒確保支援で 1,871 千円の追加補正でございますが、生徒の利用数の増による路線バスの増加というふうな説明がございました。大変ですね、ここの支援事業につきましては、予算がかなり膨らんでいるような感じもしまして、さらにこういった補正がなされていることにつきまして、もう少し詳しく説明をお願いいたします。
議	長	新関教育次長
	教育次長	今回の補正の中身で増えた理由ということなんですけれども、過去

からですね、村で更別農業高校さんの方にはいろいろと支援はしてきてるんですけども、今回の補正の部分につきましては、スクールバスの借り上げですとか、路線バスの部分の補助についての増額ということなんですけれども、こちら今年、新年度の当初予算からなんですけれども、実はスクールバス自体はですね、保護者の方で会を作って借り上げ、民間バスを借り上げてスクールバスを運営しているっていうことで、それに対して村も助成はしてたんですけども、その借り上げバスがですね、国の指導というようなことで、もう倍額くらいに大幅値上げがあったってというような経緯があったものですから、当初予算の中で、その部分も考慮しながら予算を組ませていただいたということで、それまでは負担金の40%の10,000円というような、月額です、ね、というような内規でやってたんですけども、今回新年度予算からですね、2分の1の20,000円上限というようなかたちで、補正組ませてもらいましたので、当初予算で実は9,000千円ほど通常よりは大幅な予算を組ませていただいております。今回ですね、当初予算見込みということで行っていたんですけども、その後実際、子ども、まあ生徒が入学してからということで、ちょっと不足してしまったと。何故なったかということなんですけれども、助成の中身がですね、先ほど言ったようにスクールバスそれと路線バスですね、通常の十勝バスを利用される方にも助成はしているんですけども、今回4月1日から十勝バスさんの方がですね、十勝バスの方が西方面の路線バスですね、通常の路線バスを新たに増便していただいております、これは学園都市線というような名称だったかと思うんですけども、西帯方面の方々がイトーヨーカ堂ですね、そちらの方まで、朝乗ってきて、そこから広尾線に乗り継ぎできるというようなことで、利便性が向上したということで、その部分がですね、ちょっと見込みよりもそちらを利用する方が多くなったことと、実際通いやすくなったということで、やはりバスを利用される方も増えたとか、っていうちょっと細かい計算はあるんですけども、一応大枠としてはですね、そういうことで通いやすくなった部分はあって、その部分の額が増えたということなんです。で、助成に関してはいろんな名目、内容で助成はしてるんですけども、基本的には、あくまでも予算の範囲内ということでお願いしてるんですけども、スクールバスにつきましては、入学の段階でそういうお約束というかですね、村で助成しますっていうような形になってるものですから、やはりその部分は村で何とか対応しなければいけないのかなっていうようなことで、今回見込みの中で、これぐらいちょっと不足しそうだということで、補正をさせていただきたいというようなことで、載せさせていただいているところで、す。よろしくお願いします。

議

長

ほかに質疑。

6 番村瀬議員	6 番 村瀬さん 全体的な内容は説明でわかりましたけど、増という、その増のね、数、大変申し訳ないんですけど、利用されて数が、何名を見込んでたけど今何名ですよ、っていうようなこともちょっと教えてください。
議 長 教育次長	新関教育次長 当初予算の段階でですね、スクールバス路線の方は、一応 86 名というような見込みだったんですけども、実際は今時点で 87 名ということで、この部分についてはそんなに増減はなかったんですけども、路線バスですね、そちらの利用の予定が一応、見込みで 16 名ということで見込んでいたんですけども、実際は 45 名ということで、その部分が大幅に増えたということです。実際はスクールバスの負担よりも、路線バスの利用の負担の方が増えたのかなっていうような形になっております。以上です。
議 長	ほかに質疑ございませんか。
議 長	(ありませんの声あり)
議 長	これで質疑を終わります。
議 長	これから本案に対する討論を行います。
議 長	討論の発言を許します。
議 長	(原案賛成の声あり)
議 長	これで討論を終わります。
議 長	これから議案第 62 号、平成 27 年度更別村一般会計補正予算（第 3 号）の件を採決をいたします。
議 長	本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
議 長	(異議なしの声あり)
議 長	異議なしと認めます。
議 長	したがって、本案は原案のとおり可決をされました。
議 長	日程第 23、議案第 63 号、平成 27 年度更別村国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）の件を議題といたします。
議 長	提案理由の説明を求めます。
村 長	西山村長
村 長	議案第 63 号、平成 27 年度更別村国民健康保険特別会計補正予算、第 1 号の件であります。第 1 条であります。事業勘定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 18,574 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 603,984 千円とし、診療施設勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 474 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 356,550 千円とするものであります。内容の説明にまいります。事業勘定の歳出から申し上げます。9 ページをお開きください。事業勘定の歳出でございます。款 1 の総務費におきまして、54 千円の増、内訳であります。項 1 の総務管理費、目 1 の一般管理費で 54 千円の追加であります。これにつきましては、13 委託料に

つきまして、国保連合会へ毎月医療費等の集計を報告するシステムでありますが、システム改修に伴い、国保ライン等サポート料を追加するものでございます。続きまして、款 2 保険給付費におきましては、補正額はございませんが、財源振替によるものでございます。款 3 後期高齢者支援金等でございますが、後期高齢者支援金の額の確定に伴い、121 千円を追加するものでございます。款 10 の諸支出金、項 3 過年度過誤納還付金、目 1 過年度過誤納還付金でございますが、前年度概算交付された交付金につきまして、前年度の保険給付費等の精算に伴いまして、過大に交付を受けた分を国と道に還付するものとして、18,388 千円を追加するものでございます。次に歳入の方に移ります。

7 ページをお開きください。款 1 国民健康保険税におきましては、5,158 千円追加するものでございます。内容の説明でございますが、項 1 の国民健康保険税、目 1 の一般被保険者国民健康保険税につきましては、医療費給付費分 3,248 千円の追加、後期高齢者支援金 2,043 千円の追加、介護納付金が 703 千円の追加となっております。併せて 5,994 千円を追加するものでございます。増加理由につきましては、所得割のですね、増加等が理由でございます。その下、目 2 のですね、退職被保険者等国民健康保険税でございますが、医療給付費分マイナス 550 千円、後期高齢者支援金マイナス分 130 千円、介護納付金分マイナス 156 千円、併せて 836 千円を減額するものでございます。減額理由といたしましては、4 月に社会保険に加入する方が多数おられましたので、確定賦課に伴い減額するものでございます。款 3 療養給付費等交付金につきましては、前年度のですね、療養給付費等交付金のですね、精算に伴いまして、前年度交付金が不足していた額のですね、精算交付金として 219 千円をですね、追加するものでございます。款 4 前期高齢者交付金でございますが、前期高齢者交付金の額の確定通知に伴い、63 千円を減額するものでございます。8 ページをお開きください。款 8 繰入金、項 1 他会計繰入金、目 1 一般会計繰入金につきましては、一般会計より不足する財源補てん分として、1,947 千円追加するものでございます。款 9 繰越金につきましては、前年度からの繰越金として、11,313 千円追加するものでございます。次に診療施設勘定にまいります。14 ページをお開きください。診療施設勘定の歳出でございます。款 1 総務費、項 1 総務管理費、目 1 一般管理費につきまして、474 千円を追加するものでございます。内容につきまして、節 2 給料は 148 千円減額、節 3 職員手当等は 679 千円減額、4 共済費 107 千円を追加、節 7 賃金については 1,261 千円追加、19 負担金補助及び交付金につきましては 67 千円を減額し、合計で 474 千円を追加するものでございます。内容説明でございますけれども、説明欄のですね、(1)総務管理費ですが、4 月に 2 名の事務職員の人事異動を行っており、その異動により減額となっております。(2)総務一般事務経費につきましては、

人事異動により嘱託職員1名を4月より準職員として採用したことにより、臨時職員の賃金及び共済費を2,468千円減額し、(3)の準職員賃金を5,020千円追加するものでございます。以上ですね、ご提案、説明申し上げます。ご審議のほどをよろしくお願い申し上げます。歳入抜けておりました。ごめんなさい。13ページでございますね。款1診療収入、項3その他の診療収入、目1諸検査等収入でですね、そこに書いてありますとおり、補正額についてですね、600千円ということで、12,827千円ということになっております。各種予防接種料、診断料等含まれております。繰入金としてですね、款4繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金としてですね、補正前の額としてですね、137,254千円、補正額としてですね、126千円の減額ということで、一般会計繰入金としてですね、137,128千円ということで、126千円財源補てん分というふうになっております。以上、ご提案申し上げますね、ご審議の方よろしくお願ひします。

議長

説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。
質疑の発言を許します。

6番 村瀬さん

6番村瀬議員

診療所会計の方の歳出なんですが、14ページになります。総務費の目1一般管理費の中で、準職員の賃金が5,020千円の追加になってございますが、先ほど説明で見ますと、4月に採用されました嘱託職員が準職員になられたというお話でございますが、まずこれは同じ人間だということで理解しまして、嘱託職員からですね、準職員に変わるというその背景とですね、そういう基準っていうんですか、こういう場合は準職員ですよっていうようなことがもしあれば、お聞きいたします。

議長
副 村 長

森副村長

同じ人がですね、嘱託職員から準職員になるということでございますけれども、昨年医薬分業ということで、院外薬局、4月からですね、なりました。で、この時点でですね、受付、調剤等の業務を行っていた者がですね、当時は4名おりました。その医薬分業に伴って、1名減となりまして、実際にはですね、医療事務自体はですね、3名体制というふうになったところでございます。ただその4名体制の時にはですね、準職員2名おりました。で、3名体制になった時に、準職員は1名という体制になりました。ただあの、調剤業務等ですね、院外薬局にしたということで、かなりその調剤部分のですね、労務については少なくなったということでありますけれども、基本的には調剤業務だけでなくでですね、毎月々のですね、レセプトの点検だとか、提出だとか、毎月月初めに限られた期間で、決められた期限の中でですね、提出をしなきゃならないっていう部分がございまして、その3名の内、嘱託職員をですね、準職員ということにしたところでござい

す。ただ、あの、嘱託からですね、準職員にするということについてはですね、当然、今、基準があるのかっていう話もございましたけれども、要綱の方でですね、準職員とそれから通常言う日額職員の規定を設けているところでもあります。準職員についてはですね、準職員それから臨時職員については、それぞれ村の定数外職員ということでございますけれども、準職員につきましてはですね、その勤務対応がですね、正職員とほぼ同様な臨時の職に従事するというような、極めて優秀だというような内容でございます。通常の臨時職についてはですね、一般事務の補助という形で規定をしているところでもありますけれども、この方がですね、嘱託から準職員になったということはですね、一つにはその、今までのですね、従事している対応だとか、その仕事ぶりについてはですね、十分準職員に上げてもいいのではないかとということで上げたということでございます。それから、3名体制になりました。で、当然これからのですね、業務、続けていく上でですね、個人的なことを言うわけではありませんけれども、その3名の中でですね、2名は結構ベテランの方ということでですね、この準職員に上げた方についてはですね、まだですね、20代ということで、これからですね、そこの部分のですね、中心的に業務を担っていただいでですね、それら今現在の職場の状況も勘案しながらですね、嘱託から準職員に上げたというところでございます。よろしくお願いします。

議長

ほかに質疑ございませんか。

6番 村瀬さん

6番村瀬議員

あのですね、4月からね、途中で準職にするっていうことですから、なかなか定めを準用っていうことは難しいんだろーと思います。ただ一つ言えるのは、その人のですね給与が大きく響いたり、支出の方にもかなり負担がかかってくるという状況もあります。ですから当然専門性と、やっぱり長期に渡るね、人材ということで採用されたってことは十分理解できますけれど、やはり位置づけとしてここは準職員の職としてやってもらいたいっていう採用の仕方、若しくは嘱託職員でいいよというような考え方を、やはり整理した中で進むべきだと思うんですけど、そのことについて、もし考えがあればお聞かせ願います。

議長

森副村長

副村長

村瀬議員の言われるとおりですね、やっぱりまあこの職についてはですね、準職員を登用してもいいんでないかという考えもでございます。で、診療所についてはですね、今そういう形で2名の方が準職員という形になってございます。で、それ以外にもですね、準職員おります。まず幼稚園ですね、それから保健福祉課の方でもございます。それから総務課の方にも1名おります。で、幼稚園とかですね、それから医療事務についてはですね、やはり専門的なもの、知識がなければですね、できないっていうことがございますから、その部分についてはで

		すね、本来であれば正職という考えもございますけれども、嘱託という中で雇用されて、任用されて、優秀だという形で認めることができればですね、その準職員という形の中で任用していくのもですね、方法ではないかというふうに考えてございます。今現在その準職員についてはですね、専門性を持つてるところは、基本的には幼稚園、診療所、保健福祉課ですか、に関係する合計で7名おりますけれども、これらについてはですね、今後ですね、そういう優秀な人の採用についてもですね、正職としてはなかなか難しいっていう部分でございます。あくまでも正職は町村会の試験を受け、通ってきた者という形になってございますので、これからについてはですね、そういう者もですね、臨職、それから準職ですか、それらの者もですね、体系的なもの、それから職場のバランスも考えながらですね、考えていきたいというふうに思っております。以上です。
議	長	ほかに質疑ありませんか。 (ありませんの声あり)
議	長	これで質疑を終わります。 これから本案に対する討論を行います。 討論の発言を許します。 (原案賛成の声あり)
議	長	これで討論を終わります。 これから議案第63号、平成27年度更別村国民健康保険特別会計補正予算(第1号)の件を採決をいたします。 本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議	長	異議なしと認めます。 したがって、本案は原案のとおり可決をされました。 この際、午後4時40分まで休憩をいたします。(16時30分)
議	長	休憩前に引き続き会議を開きます。(16時40分) おはかりをいたします。 この際、議事の都合により、本日の会議を延長したいと思います。 これにご意義ありませんか。 (異議なしの声あり)
議	長	異議なしと認めます。 したがって、本日の会議時間は延長することに決定をいたしました。
議	長	次、日程第24、議案第64号、平成27年度更別村介護保険事業特別会計補正予算(第2号)の件を議題といたします。 提案理由の説明を求めます。 西山村長
村	長	議案第64号、平成27年度更別村介護保険事業特別会計補正予算(第

2号)の件でございます。第1条であります、事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,986千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ300,458千円とするものであります。内容の説明でありますけれども、事業勘定の歳出から説明を申し上げます。7ページをお開きください。事業勘定の歳出から説明を申し上げます。7ページです。款1の総務費におきましては、206千円の増、内訳であります、項1の総務管理費、目1の一般管理費で216千円の追加であります。これにつきましては、制度改正に伴うシステム改修費でございますが、19負担金補助及び交付金として、北海道自治体情報システム協議会負担金を追加するものでございます。続きまして、項3介護認定審査会費、目2認定審査会共同設置負担金につきましては、南十勝介護認定審査会負担金の確定に伴い、10千円を減額するものでございます。8ページをご覧ください。款5諸支出金でございますが、前年度概算交付された交付金について、前年度の介護サービス給付費等の精算に伴いまして、過大に交付を受けた分を国、道、社会保険診療報酬支払基金に還付するものとして、3,721千円を追加するものでございます。次に歳入に移ります。5ページをご覧ください。款3国庫支出金におきましては、148千円追加するものでございます。内容の説明につきましては、項2の国庫補助金、目3の地域支援事業交付金でございますが、前年度の精算に伴い、不足している交付金が国から交付されるもので、40千円を追加するものでございます。目4の事業費補助金につきましては、歳出でご説明申し上げましたシステム改修に伴う北海道自治体情報システム協議会負担金216千円増加に伴い、2分の1が国から補助されるもので、介護保険事業費補助金として108千円を追加するものでございます。続きまして、款5の道支出金でございますが、19千円を追加するものでございます。先ほど国庫支出金でご説明いたしました地域支援事業交付金の前年度精算に伴い、道費分として追加交付されるものでございます。款7の繰入金でございますが、39千円追加するものでございます。内容でございますけれども、項1一般会計繰入金、目5その他一般会計繰入金を事務費分の一般会計繰入金として98千円追加するものでございます。項2基金繰入金、目1基金繰入金でございますが、国、道支出金等の歳入増額に伴い、基金繰入金を59千円減額補正するものでございます。6ページをお開きください。款8繰越金ですけれども、前年度繰越金として3,780千円を追加するものでございます。以上、提案説明でございます。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

議 長

説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。
質疑の発言を許します。
(ありませんの声あり)

議 長

質疑なしと認めます。

		これで質疑を終わります。 これから本案に対する討論を行います。 討論の発言を許します。 (原案賛成の声あり)
議	長	これで討論を終わります。 これから議案第 64 号、平成 27 年度更別村介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）の件を採決いたします。 本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議	長	異議なしと認めます。 したがって、本案は原案のとおり可決をされました。
議	長	日程第 25、議案第 65 号、平成 27 年度更別村公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）の件を議題といたします。 提案理由の説明を求めます。 西山村長
村	長	議案第 65 号、平成 27 年度更別村公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）の件であります。第 1 条であります。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 1,223 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 163,928 千円とするものであります。内容の説明であります。歳入からご説明申し上げます。6 ページをご覧ください。款 1 総務費、項 1 総務管理費、目 1 一般管理費でございますが、1,223 千円減額するものでございます。内容でございますが、節 2 給料を 555 千円、節 3 職員手当等を 243 千円、節 4 共済費を 218 千円、節 19 負担金補助及び交付金を 207 千円、それぞれ減額するものでございます。これは 6 月の職員人事異動に伴い、関係する職員人事分を減額、人件費分を減額補正するものでございます。続きまして、歳入をご説明申し上げます。5 ページをお開きください。款 4 繰入金でございますが、先ほど歳出でご説明申し上げました人件費分の減額補正に伴い、歳入につきましても人件費分の一般会計から、繰入金を 1,223 千円減額補正するものでございます。以上、提案説明を申し上げます。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。
議	長	説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。 質疑の発言を許します。 (ありませんの声あり)
議	長	質疑なしと認めます。 これで質疑を終わります。 これから本案に対する討論を行います。 討論の発言を許します。 (原案賛成の声あり)
議	長	これで討論を終わります。

		これから議案第 65 号、平成 27 年度更別村公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）の件を採決いたします。
		本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
		（異議なしの声あり）
議	長	異議なしと認めます。
		したがって、本案は原案のとおり可決をされました。
議	長	この際、関連がありますので、日程第 26、認定第 1 号、平成 26 年度更別村一般会計歳入歳出決算認定の件から、日程第 31、認定第 6 号、平成 26 年度、更別村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件までの 6 件を一括議題といたします。
		提案理由の説明を求めます。
		西山村長
村	長	認定第 1 号、平成 26 年度 更別村一般会計歳入歳出決算認定の件から、認定第 6 号、公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件まで、一括して地方自治法第 233 条第 3 項の規定に基づき、監査委員の審査意見書を添えて、提出するものであります。また資料といたしまして、各会計決算資料と地方自治法の各条項の規定に基づき、各部門別主要な施策の成果及び予算執行の実績の概要、基金管理運用状況調、さらには南十勝消防事務組合会計決算資料を提出しているところであります。平成 26 年度は、岡出前村長のリーダーシップの下、第 5 期更別村総合計画に基づき、その目標達成に向けて鋭意努力を重ねられ、引き続き国の厳しい財政状況や東日本大震災の復興からも、地方財政が依然として厳しい状況にあることを前提に村づくりにあたってまいりました。幸いにして交付金は大きく減額となりましたが、積立金を減らす等の調整により、財源が確保されたこともあり、順調に村づくりも進み、農業の生産額が史上最高となる等、村民の活動、活躍も顕著なものになりました。改めまして、議会の皆さまをはじめ、村民の皆さま方の多大なご支援とご協力をいただきましたことに、心より感謝とお礼を申し上げる次第であります。各会計の決算状況は、提出議案の更別村各会計歳入歳出決算書によるところでございますが、説明につきましては、資料としての提出の各会計決算資料、これに基づきまして説明をさせていただきたいというふうに思います。各会計決算資料の 1 ページをお開きください。1 ページは、各会計決算の状況の一覧でございますけれども、各会計の決算額等については、この後会計ごとに説明を申し上げますので、ここでの説明は省略いたします。各会計ともですね、歳入確保がなされた上に、相対的に健全財政が保たれているのではないかと考えているところであります。次に 2 ページをご覧ください。2 ページは一般会計財政収支の状況であります。本年度の歳入に際しましては 4,520,299 千円、歳出にありましては 4,379,171 千円、歳入歳出差引額については、141,128 千円、翌年度に

繰越すべき財源として 26,702 千円、実質収支でございますが 114,426 千円、前年度実質収支が 84,646 千円でございますので、単年度収支は計算上 29,780 千円ということになってございます。財政調整基金の積立については、45,621 千円積立てたところであります。また財政基金のですね、財政調整基金取崩額として 200,000 千円を取崩しております。これは北海道備荒資金組合に積替したことによる取崩となっております。またですね、最後の実質単年度収支につきましては、マイナスの 124,599 千円となったところであります。次に 3 ページをお願いします。3 ページは一般会計歳入歳出決算構成表の歳入であります。ここでは主なもののみ申し上げますけれども、1 の村税に関しましては、村民税、固定資産税と順調に税收の確保ができ、増となっておりますけれども、2 の地方譲与税につきましては、前年度費 4.8% の減となっております。村財政の柱となるですね、9 の地方交付税につきましてはですね、前年度比 8.5% 減のですね、201,408 千円の大幅な減となりました。繰入金がですね、前年度より大きく増えておりますけれども、先ほども申し上げました 200,000 千円分をですね、財政調整基金より取り崩し、北海道備考資金として積立したことによるものであります。全体としてはおおむね財政の健全化が図られているところであります。次に 4 ページでございますが、主なもののみ申し述べさせていただきます。2 の総務費におきましては、市街化、市街地活性化事業として農村公園改修工事として 165,000 千円支出しておりますが、基金積立金の減少等により、400,000 千円程度減少しております。3 の民生費は、子育て支援や障害者支援といった福祉施設の充実を図ってきたところであります。6 の農林水産業費でございますが、道営土地改良事業の推進、多面的機能支払交付金や、環境保全型農業直接支援事業、村営牧場維持管理事業等、各種農業振興対策に取り組んでまいりました。前年度対比で 43,000 千円程度減少しておりますけれども、主には道営事業負担金が減ったことが、その要因でございます。7 の商工費につきましては、観光、商工業振興のための各種助成金や、特産品の販売促進を図ってまいりました。前年度対比で 34,000 千円程度増加しており、主には中小企業近代化資金、預託金が 25,000 千円程度増加したことによるものでございます。8 番の土木費ではですね、道路、橋りょう等のインフラ整備、冬期の除雪対策、公営住宅の改築を行っております。9 の消防費でございますが、南十勝消防事務組合への負担金でございまして、消防救急デジタル無線の整備に伴い、増加したものであります。10 の教育費ですが、教育環境の実施と整備、農業高校への支援を行ってきております。前年度対比が増加した主な原因でありますけれども、幼稚園園舎改修工事や改善センター改修工事を行ったもので、よるものでございます。次に 5 ページから 21 ページまで、各種の参考資料につきましてはご参照をお願いいたします。飛

びまして 22 ページですけれども、特別会計財政収支の状況であります。国民健康保険特別会計の事業勘定であります、歳入が 518,900 千円、歳出は 507,486 千円、歳入歳出差引 11,414 千円が実質収支であり、単年度収支はマイナス 10,068 千円、基金の積立に関しましては 5,577 千円、実質単年度収支ではマイナス 4,491 千円となったところであります。診療施設勘定にまいりまして、歳入につきましては、333,908 千円、歳出 333,807 千円、歳入歳出差引額については 101 千円、実質収支も 101 千円のため、単年度収支はプラス 1 千円となっております。後期高齢者の特別会計にまいりまして、歳入が 53,157 千円、歳出が 53,019 千円、歳入歳出金額につきましては 138 千円、実質収支も同額であります。単年度収支はマイナス 276 千円、実質単年度収支も同額、マイナス 276 千円となっております。次に介護保険特別会計にまいりまして、歳入では 280,468 千円、歳出では 276,686 千円、歳入歳出差引額 3,782 千円、実質収支も同額であります。単年度収支につきましては 3,683 千円、基金積立金 4,781 千円、基金の取崩額は 345 千円、実質単年度収支につきましては 8,119 千円となっております。次にサービス事業勘定にいきまして、歳入 1,491 千円、歳出 1,427 千円、歳入歳出差引額は 64 千円、実質収入も同額でございます。単年度収支、実質単年度収支とも 56 千円となっているところであります。次に簡易水道特別会計にまいりまして、本年度の欄でございますけれども、歳入 42,121 千円、歳出は 41,967 千円、歳入歳出差引額 154 千円、実質収支も同額であります。単年度収支につきましては、21 千円となり、実質単年度収支も同額の 21 千円となっております。公共下水道会計につきましては、本年度の歳入が 139,865 千円、歳出が 139,708 千円、歳入歳出差引額 157 千円、実質収支の額も同額となったことでございます。単年度収支につきましては 28 千円、実質単年度収支も 28 千円となったところでございます。23 ページをお開きください。23 ページは国民健康保険会計事業勘定歳入歳出の決算構成表でございます。概要として、歳出の保険給付費についてはですね、マイナスの 18.4%となっておりますが、依然としてですね、本村の一人あたりの医療費につきましてはですね、管内全道でも低いクラスにあります。したがって各科におきまして、前年度比で増減がありますものの、比較的健全な運営となっているところではないかと考えております。24 ページの国民健康保険事業の状況につきましては、お目通しをよろしくお願いいたします。26 ページにまいりまして、国民健康保険特別会計施設勘定歳入歳出決算構成表をご覧ください。歳出 2 の医業費におきましては、26 年度より院外薬局が開設したため、前年度比 73.2%の大幅な減となっております。歳入の 1 診療収入において、入院部門が昨年引き続き減少、外来患者は増加しており、全体として 36.5%の減少になったところでございます。4 の繰入金につきましては、9.2%の増となっております。

引き続く国の医療費抑制策の中で、診療所関係の診療報酬算定には厳しい昨今の状況でありますけれども、本村はご存知のように、ご案内のようにですね、家庭医療学センターとの連携によりですね、医療体制の安定化が図られていると考えております。そのほかのことにつきましては、ご参照をお願いいたします。27 ページをお願い申し上げます。後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算構成表でございます。年々対象者のですね、増加から歳入歳出とも増える傾向にあります。他の点についてはですね、お目通しをよろしくをお願いいたします。28 ページにまいりまして、制度開始当初と比べて、前年度、昨年度と安定化の傾向にあります。平成 26 年度でもですね、歳入で 8.8%、歳出で 7.4%の伸びで運営してきたところでございます。次に同事業のサービス事業勘定歳入歳出決算構成表でありますけれども、お目通しをお願いするものです。次に 30 ページ、簡易水道事業特別会計歳入歳出決算構成表であります。歳入の 3 の繰入金が増加しておりますのは、平成 26 年度に値下げの料金改定を行ったことによるものでございます。歳入歳出とも 4.8%から 4.9%の減少となっています。それ以外は前年同様であります。事故等もなく、安定した供給ができたところであります。事業状況についてはお目通しをお願いいたしたいと思っております。次に 31 ページの公共下水道事業特別会計歳入歳出決算構成表でございます。歳入 4 の繰入金、マイナス 22,857 千円は、基準分と長期債元利償還金等、財政補てん分のもので、減によるものです。歳入歳出ともに 6.8%の減となっております。個別排水処理事業につきましては、5 基の整備実績となりまして、引き続き普及に努めてまいり所存であります。31 ページから 32 ページの事業の状況につきましては、お目通しをお願い申し上げます。次に 33 ページのですね、財政指数等に関する表でございます。標準財政規模でございますが、2,902,831 千円となっております。村が標準的な状態でですね、通常収入するであろう經常的一般財源のですね、規模を示す額であります。次のですね、財政力指数、3 カ年平均でありますが、0.210 ということですね、0.004 ポイントのマイナスとなったところであります。公債費負担比率につきましては 19.1%、これにつきましては 1.2 ポイントアップしております。公債費比率につきましては 10.4 ポイントということで、前年度から 1.5 ポイントアップということになってございます。実質公債費比率でございますが、7.1%ということで、0.3 ポイントの増となっております。經常収支比率でございますけれども 76.0%で、6.4 ポイントアップしております。これらの率は、低いほうがよろしいのですが、アップした理由として、これらを算出する際の分母に当たる普通交付税が 2 億円減少したことが主な原因となっております。次に村税の徴収率でありますけれども、現年度課税分については 99.7%、滞納繰越分につきましては 5.6%、合計で 98.2%となったところであります。

議 長

て、昨年より 0.1 ポイント下がっております。34 ページ以降の参考数値につきましては、お目通しをお願い申し上げます。またですね、この決算書でございますけれども、217 ページからですね、財産に関する調書がございます。これにつきましてもですね、お目通しをお願い申し上げます。その他、各種提出資料につきましても、ご参照をよろしくお願い申し上げたいと思います。以上、説明といたします。認定方、よろしくお願い申し上げます。

議 長

おはかりをいたします。
認定第 1 号、平成 26 度更別村一般会計歳入歳出決算認定の件から、認定第 6 号、平成 26 年度更別村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件までの 6 件につきましては、本会議での質疑を 3 回までとする会議規則第 55 条の規定を適用しないで、審議を進めたいと思います。

これにご異議ありませんか。
(異議なしの声あり)
異議なしと認めます。
したがって、認定第 1 号、平成 26 年度更別村一般会計歳入歳出決算認定の件から、認定第 6 号、平成 26 年度更別村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件までの 6 件につきましては、会議規則第 55 条の規定を適用しないで、審議を進めることに決定をしました。

議 長

審議の方法についておはかりいたします。
一般会計は款ごとに歳出決算、次に歳入決算の順に、国民健康保険特別会計事業勘定は歳出決算、次に歳入決算の順に、国民健康保険特別会計施設勘定及び他の特別会計は歳入・歳出一括で補足説明を受け質疑を行います。

その後、会計決算ごとに討論・採決を行いたいと思います。
これにご異議ありませんか。
(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。
一般会計歳出決算から質疑を行います。
39 ページ、款 1 議会費に入ります。補足説明を求めます。

総務課長

吉本総務課長
補足説明をさせていただきます。議会費の説明に入ります前に、一般会計の各科目及び特別会計に関係があります人件費について説明させていただきます。人件費は一般会計では議会費 2 名、総務費で特別職 2 名、一般職 56 名、農林水産業費で 2 名、教育費で 13 名、計 75 名、それから特別会計では、国民健康保険特別会計診療施設勘定で 11 名、簡易水道事業特別会計で 2 名、公共下水道事業特別会計で 1 名、全会計で 89 名となっております。職員の異動状況でございますが、平成 25 年度末で一般事務職 3 名が退職し、平成 26 年度に一般事務職 4 名を採

用しました。次に特別職及び一般職あわせて 89 名分の全会計の人件費総額について説明させていただきます。給料、手当、共済費等の人件費総額 698,800 千円、前年度比較で 13,677 千円、1.9%の減となりました。内訳でございますけれども、給料及び手当で 21,485 千円、4.4%の増となっております。昇給、昇格で 10,667 千円の増、人事院勧告による給与及び勤勉手当支給割合の引き上げ分で 6,615 千円、平成 25 年度退職者と平成 26 年度新採用職員との給与差で 3,488 千円の減、昨年 4 月から 6 月までの 3 ヶ月間、全職員、特別職除きますけれども、全職員給料のみ 3 %の削減分で 2,312 千円の減、昇給昇格に伴う期末勤勉手当、管理職手当、時間外勤務手当の跳ね返し分、その他で 10,003 千円の増となっております。共済費につきましては、給料及び期末勤勉手当に係る負担率の引き上げにより 4,671 千円、4.5%の増となっております。退職手当組合及び福祉協会負担金で 39,834 千円、34.3%の減となっております。これにつきましては、退職手当組合の負担率が 21%から 20%に引下げとなったことと、昨年度は 3 年に 1 度の精算の年にあたりまして、退職者の特別負担金 38,250 千円の支出がありました。これより項単位で特徴的な経費及び新規の事業、また不用額の多い科目等、その他特に説明が必要と思われる事項に絞って、各課長等から説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。款 1 議会費について補足説明させていただきます。決算書 39、40 ページになります。款 1 議会費、項 1 議会費、予算現額 50,448 千円、支出済額 50,162,379 円、不用額 285,621 円の決算となっております。備考欄(1)議員報酬で、前年度比較 1,680 千円ほど減となっております。平成 25 年度の年度途中に 1 名減となったことが主な要因となっております。(2)議会運営経費では、前年度比較 824 千円ほど増となっております。節 11 需用費で 521 千円ほど増ですが、議会だより 150 記念号をページ数の増やカラー印刷で発行したことが主な要因となっております。節 13 委託料で 216 千円ほど増となっております。会議録作成委託料で、活字にする内容が増えたことによるものでございます。(4)各種調査経費は、先進地視察に係る経費となっております。以上で、議会費の補足説明を終わります。

議 長

説明が終わりました。
質疑の発言を許します。
ありませんか。

議 長

(ありませんの声あり)
ないようですので、次、款 2 総務費に入ります。
補足の説明を求めます。

総務課長

吉本総務課長

款 2 総務費につきまして、補足説明をさせていただきます。款 2 総務費、項 1 総務管理費、予算現額 1,126,392 千円、支出済額

1,089,900,594 円、翌年度繰越額 21,350 千円、不用額 15,141,406 円の決算となっております。目 1 一般管理費につきましては、最初に不用額についてご説明させていただきます。節 3 職員手当等で 2,749,252 円につきましては、一般職 41 名に係る時間外勤務手当の執行残が主なものでございます。今年 3 月の補正で、2,595 千円の追加をしましたが、2 月分、3 月分の実績が見込み時間を下回ったことによるものでございます。41、42 ページをお開きください。節 4 共済費で 862,134 円の不用額となっております。この会計に属する臨時職員の社会保険料と労働保険料で職員数の増減や標準報酬月額の変動に伴う残となっております。節 11 需用費の不用額 706,096 円につきましては、備考欄(3) 庁舎維持管理経費の消耗品費、燃料費、修繕費等で 324,712 円、(4) 総務管理一般事務経費の消耗品費で、食糧費で 144,792 円、44 ページになります。備考欄(8) 出納一般事務経費の印刷製本費で 214,440 円の残が主なものでございます。それから戻りまして、42 ページになります。節 19 負担金補助及び交付金 6,336,904 円につきましては、備考欄(6) 情報処理管理事務経費 OA 機器管理で 4,635,317 円の残となっております。26 年度につきましては、公営住宅管理システムの更新で、650 千円ほど安く作成できたことと、昨年度は、昨年 11 月末にですね、総合行政システムの G-T A W N から W e b - T A W N へ移行を行いました。それに伴いまして、財務会計の独自帳票開発業務を委託しておりましたけども、約 70 帳票の委託をしておりましたけども、出来上がってきたのが 9 帳票分ということで、3,950 千円ほど執行残が出ました。なお、これにつきましては昨年の 11 月の G-T A W N から W e b - T A W N への移行作業に伴いまして、システムの不具合等がありました。さらに更別が加入しております北海道自治体情報システム協会の方にですね、独自帳票の開発業務を委託しておりましたけども、今年に入りまして、どの程度間に合うのか間に合わないのか、担当者がですね、順次連絡を取っておりましたけども、3 月補正にですね、減額が間に合わなかったことが要因となっております。また 44 ページになりますけども、(13) 職員等人件費の節 19 負担金補助及び交付金で、職員退職手当組合負担金の負担率が 21% から 20% に引下げられたことにより、1,601 千円ほどの執行残がありました。これらが主な要因となっております。次に、各事業につきまして説明させていただきます。39、40 ページにお戻りください。備考欄(1) 総務関係委員会等運営事業では、表彰者選考委員会、情報審査会、特別職報酬等審議会、使用料等審議会開催経費でございます。41、42 ページになります。備考欄(3) 庁舎維持管理経費でございますが、別添の平成 26 年度各会計決算資料 19 ページもご参照ください。それから備考欄(4) 総務管理一般事務経費では、前年度比較 1,047,498 円の減となっております。節 10 交際費で 237,650 円の減となっておりますけども、香典、供花料が主な減

でございます。節 14 使用料及び賃借料 750,055 円の減で、複写機のレンタル終了により 535,500 円の減となり、さらにタクシー借上げ料 213,045 円の減が主なものでございます。備考欄(6)情報処理管理事務経費OA機器管理は、村の行政事務をコンピューター化し、広く情報収集、さらには各施設の連携等に係る経費でございます。北海道自治体情報システム協議会が提供する総合行政システムは、住民記録、戸籍、印鑑登録、税、医療、財務会計、債権者口座管理等、基幹システム、関連システムを併せて 135 のシステムが構築されているものでございます。本村は 66 システムを利用しております。それらシステムの保守、改修、技術支援、サーバー管理等の費用でございます。前年度比較 1,337,635 円の増となっております。大きな要因では、節 19 負担金補助及び交付金で、北海道自治体情報システム協議会負担金 1,425,073 円の増となっております。公営住宅管理システム更新が主な要因となっております。43、44 ページをお開きください。備考欄(11)臨時職員等管理事務経費は、前年度比較 1,668,746 円の増となっております。節 4 共済費で 1,195,726 円の増で、賃金単価及び負担率の引き上げによるものでございます。節 7 賃金は、調査及びデータ入力等作業に 4 ヶ月弱の賃金を支出しております。備考欄(14)北海道市町村備荒資金組合積立金は、普通納付金 5,000 千円と超過納付金 200,000 千円を積み立てたものでございます。これにつきましては、財政調整基金 200,000 千円を取り崩しております。前年度と比較して 100,000 千円の減となっております。45、46 ページをお開きください。備考欄(15)庁舎改修事業ですが、節 15 工事請負費はボイラーの取替え 10,044 千円、昨年 10 月からパスポート交付事務開始のため、1 階の窓口カウンターの改修で 453,600 円、正面玄関の経年劣化により、タイルのひび割れ等の補修で 1,285,200 円を支出しております。備考欄(16)情報処理導入経費、節 18 備品購入費は、各課代表ノートパソコン 28 台、作業用パソコン 8 台等を購入しております。節 12 役務費は、購入パソコン初期設定費用となっております。なお平成 26 年度、各部門別主要な施策の成果及び予算執行の実績の概要をご参照願います。備考欄(17)社会保障税番号制度整備事業は、新たな事業でございます。行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、通称番号法と呼ばれておりますけれども、この法律の施行に伴い、節 13 委託料は村が保有する個人情報取扱業務を円滑に管理できるシステム開発と、基礎項目評価の実施が義務付けられる業務の抽出及び関連条例等改正を委託したものでございます。節 19 負担金補助及び交付金 5,266 千円は、住民基本台帳、各種の税、宛名システム改修経費として、北海道自治体情報システム協議会へ 4,603 千円、この番号法では情報のやりとりは中間サーバーを介して行われますので、その費用を地方公共団体情報システム機構に 663 千円を支出しております。平成 29 年

7月から国と地方公共団体間で情報連携が開始される予定となっております。目2文書広報費、備考欄(1)文書事務管理経費の節11需用費は、法令追録代、新聞、官庁速報、その他の参考冊子等でございます。節13委託料は、村例規集更新委託料で、条例規則、要綱等の改正に伴う例規集のデータ更新費用でございます。前年度比較 1,938,915 円の減となっております。条例等の制定や一部改正の減によるものでございます。節14使用料及び賃借料は、例規システム及び行政判例集インターネット使用料でございます。目3財産管理費は、格納庫、職員住宅及び土地、備品の管理に係る支出でございます。翌年度繰越額 6,254 千円は、節17公有財産購入費 5,003 千円は、土地及び家屋購入分でございます。節22保障補填及び賠償金 1,251 千円は、契約保証金でございます。司法手続きが年度内に完了しなかったことにより、平成27年度へ繰り越すものでございます。目4地方振興費の不用額についてでございますが、48 ページになります。節19負担金補助及び交付金で 482,479 円は、備考欄(5)姉妹提携事業で 77,979 円、50 ページになります。備考欄(17)ふるさと創生事業で 398 千円の残が主なものでございます。次に各事業について説明させていただきます。49、50 ページになります。備考欄(10)各種要請・施策調査経費で、昨年度はシャクヤク栽培試験研究事業委託料を支出しておりましたが、26 年度につきましては款7商工費、目3観光費に計上しております。昨年度比較 2,069,660 円の減となっております。備考欄(12)宅地分譲事業経費で、節17公有財産購入費 2,918 千円は、コムニ団地分譲地一区画の買い戻しがありました。備考欄(13)企業振興促進事業は、更別村企業振興促進条例の規定に基づく設備投資や従業員数の増に対する助成事業でございます。平成25年度は、ふるさと融資の貸付金がありましたので、161,837,300 円の減となっております。備考欄(14)情報通信基盤整備事業は、地域情報通信無線施設の電波受信障害地区に、中継局1基を設置しました。なお、平成26年度各部門別主要な施策の成果及び予算執行の実績の概要をご参照願います。備考欄(16)広報作成機器更新事業は、広報用のカメラを購入しております。(17)ふるさと創生事業は、商店街活性化事業の空き店舗、空き家活用に係る家賃助成金で 168 千円、特産品開発チャレンジ事業は3件、2,832 千円を交付したものでございます。(18)ふるさと創生事業基金積立金は、寄附金 5,000 千円と利子を積立てたものでございます。(19)生活交通路線維持対策事業は、広尾線バス運行経費の補助限度額超過に係る赤字を補てんする補助金で、前年度比較 2,607 千円の増となっております。備考欄(20)市街地活性化事業臨時分は、市街地活性化実施計画に基づく事業でございます。51、52 ページをお開きください。節13委託料は、農村公園再整備事業に伴い、樹木伐採、選定、廃棄処理費で 1,468,800 円、交流拠点施設外構工事実施設計委託料 982 千円、森づくり活動の樹木整備委託

料 81 千円を支出しております。節 15 工事請負費は、農村公園再整備事業に伴い、大型遊具設置、遊歩道、多目的トイレ、駐車場等の整備を行いました。節 19 負担金補助及び交付金は、交流拠点施設建設事業助成金で、実施設計に係る助成金でございます。48 ページにお戻りください。翌年度繰越額につきましては、節 13 委託料 3,000 千円は、地方版総合戦略策定委託料、節 15 工事請負費 12,096 千円は、交流拠点施設外構整備工事費で、平成 27 年度へ繰越すものでございます。51, 52 ページになります。目 7 車両管理費は、公用車 13 台及び村民バス、福祉バス、スクールバス併せて 5 台の管理を行っております。不用額の主なものにつきましては、節 11 需用費で 450,897 円につきましては、52 ページの備考欄になりますけれども、(3) 公用車維持管理経費で、燃料費で 181,505 円、修繕費で 165,365 円が執行残の主なものでございます。節 14 使用料及び賃借料で、230,215 円の不用額につきましては、54 ページの備考欄(4) バス運行維持管理経費の高速道路使用料で 40 千円、バス借上げ料 135,238 円、駐車料金 20 千円の執行が主なものでございます。52 ページになりますけれども、備考欄(1) 公用車車庫維持管理経費の節 18 備品購入費は、小型ハイブリッド除雪機 1 台を購入したものでございます。54 ページ備考欄(4) バス運行維持管理経費で、節 11 需用費は、前年度比較 1,137,630 円の増となっております。福祉バスのヒーター修繕で 475,870 円と、バックカメラモニターの取替 574,344 円が主な要因となっております。同じく備考欄(5) 公用車両購入事業は、乗用車 1 台分のリース料でございます。25 年度につきましては、小型貨物車を更新しております。前年度比較 2,483,900 円の減となっております。なお、村民バス、福祉バスの利用実績につきましては、別冊の平成 26 年度各会計決算資料 13 ページをご参照願います。目 8 村有林管理費の主な事業は、備考欄(3) 村有林整備事業補助事業で、節 13 委託料は村有林の地柵え、植栽、下刈り、除間伐等を行った経費でございます。事業量により前年度比較 4,073,334 円の減となっております。詳細につきましては、別紙平成 26 年度各部門別主要な施策の成果及び予算執行の実績の概要をご参照願います。目 9 住民活動費は、地域安全コミュニティ活動、行政区運営、協働のまちづくり事業費等に係る経費となっております。55、56 ページをお開きください。備考欄(2) 地域安全等住民活動経費の節 19 負担金補助及び交付金は、行政区運営交付金及び生活安全推進協議会助成金でございます。備考欄(3) 行政区会館改修事業では、更別と昭和行政区会館の床修繕と、上更別南行政区会館の建具修繕を行っております。備考欄(4) 協働活動経費の節 12 役務費は、コミュニティ活動総合保障加入保険料でございます。節 19 負担金補助及び交付金は、排水路支障木の伐採、村有地、公園等の環境整備、3 次路線除雪等、協働活動に対する交付金でございます。目 10 財政調整基金費は、前年度繰越金のうち実質収

支額2分の1相当額と貯金利子の積立てをいたしました。目11 公共施設等整備基金費につきましても、目12 減債基金費は、それぞれ貯金利子を積立てをしております。なお詳細につきましては、この決算書220ページの基金、並びに別冊の平成26年度基金管理運用状況調をご参照願います。項2 徴税費、予算現額14,337千円、支出済額7,350,754円、不用額6,986,246円となっております。不用額につきましては、節23 償還金利子及び割引料6,793,378円でございますけれども、当初予算で法人税の多額の還付に対処するため、6,500千円ほど予算を増額しておりますけれども、今年度につきましては多額の還付がなかったことによるものでございます。目1 税務総務費で57、58ページをお開きください。備考欄(3) 村税還付金等で、所得税の更正申告等に伴う村民税の還付金8件171,222円、法人税の確定申告に伴う中間納付分の還付金3件75,100円と、固定資産税減額に伴う還付金12件436,700円と、還付加算金23,600円となっております。目2 賦課徴収費の備考欄(1) 賦課徴収事務経費、節13 委託料3,034,800円のうち、3年毎の路線価付設業務委託料2,646千円を支出しております。平成25年度につきましては、3年毎の標準宅地鑑定評価と各地計測業務の委託料があり、前年度比較で636千円の減となっております。(2) 賦課徴収整備事業の節18 備品購入費は、家屋評価管理システム一式を購入したものでございます。項3 戸籍住民基本台帳費、予算現額5,254千円、支出済額5,182,353円、不用額71,647円となっております。備考欄(2) 旅券窓口整備事業は、道の権限移譲を受け、昨年10月からパスポート発行事務を開始しております。証明写真編集用パソコンやプリンター等を購入しております。項4 選挙費、予算現額6,193千円、支出済額5,115,204円、不用額1,077,796円となっております。59、60ページをお開きください。目3 道知事道議会議員選挙費は、年度内5日間の投票事務に係る管理者立会人、事務従事者等の人員配置、選挙啓発物品、入場券印刷、ポスター掲示場の設置費用等を支出しております。なお不用額ですが、節3 職員手当の不用額559,183円は、選挙事務を管理職が中心となり進めたことによるものでございます。節11 需用費は、需用費174,121円は、入場券印刷を本村が加入しております北海道自治体情報システム協議会に共同印刷しましたことにより、大量に同じものを印刷したために、単価が下がったことと、永久選挙人名簿の台紙や封筒の在庫がありましたことから、印刷しなかったことによるものでございます。節12 役務費167,546円は、選挙公報、昨年の知事道議の立候補者の選挙公報を4月に発送したことによるものでございます。目4 農業委員会委員選挙費は、無投票でございましたが、選挙人名簿、選挙時登録に伴う選挙管理委員会会議の開催、当選人確定等選挙会の開催、当選証書等の費用でございます。目5 衆議院議員選挙費は、昨年12月14日執行の総選挙に係る投票及び開票時の管理者、立会人の報酬、

議	長	事務従事者手当、ポスター掲示場設置及び撤去等の費用でございます。目 6 村長村議会議員選挙費は、発注から納品まで時間を要します懸垂幕等の啓発物品、候補者選挙道具等の費用でございます。項 5 統計調査費、予算現額 907 千円、支出済額 872,447 円、不用額 34,553 円となっております。5 年に 1 度の農林業センサス調査が実施されたことから、前年度比較 577 千円ほど増となっております。61、62 ページをお開きください。項 6 監査委員費、予算現額 1,882 千円、支出済額 1,870,570 円、不用額 11,430 円となっております。説明は省略させていただきます。以上で、総務費の補足説明を終わります。
議	長	この際、おはかりをいたします。 本日の会議はこれまでとし、9 月 10 日午前 10 時から再開をしたいと思います。 これにご意義ありませんか。 (異議なしの声あり) 異議なしと認めます。 よって 9 月 10 日午前 10 時から本会議を再開することに決定をさせていただきます。 本日はこれをもって延会といたします。(17 時 45 分)